

# 森林を荒廃させる土地私有

紺谷 友昭

## 目 次

I. 序 論	1
II. 札幌・盤溪の実例	4
1. 明治以前の盤溪	4
2. 屯田兵村公有地としての盤溪	5
3. 公有地の売却	7
4. 神社小作地の解放	9
5. 神社小作地の分裂	11
6. 屯田兵村地の分裂	11
7. 森林と山そのものの壊滅	14
a. 森林の荒廃	14
b. 山そのものの壊滅	16
III. 知床半島・岩尾別の実例	18
1. 戦前の開拓	18
2. 戦後開拓の開始	19
3. 岩尾別の開拓	19
4. 開拓地の分裂	22
5. 戦後開拓と森林の荒廃	26
IV. 森林のあるべき保全形態	27
1. 私有林経営の本質的困難	27
2. 環境を保全できる林業	28

## I. 序 論

われわれにとって森林はどのような意味をもつか。その死活的意味の一つは次のようなものである。

図1<sup>1)</sup>はハワイのマウナロア山観測所で測定された北半球・大気中の二酸化炭素の変化を示している。各年を見ると、6月にあたるころがもっとも濃度が高く、10月から11月が最低となっていて、その差は約6ppmである。

1年間でこれほどの差があるのは、もっぱら植物、とくに樹木の炭素同化作用による。いうまでもなく植物は、大気中の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を吸収して炭素(C)を体の成分

にし、酸素(O)を放出している。冬に植物は生育をとめるので炭素同化作用をやめる。そこで二酸化炭素はふえ続け6月ごろに濃度が最大となる。一方、植物は春から夏にかけて炭素同化作用をさかんに行うので二酸化炭素は6月ごろから減りはじめ10、11月に最低になる。

このような植物の活動にもかかわらず大気中の二酸化炭素はふえ続け1958年の年平均値は316ppmだったのが1978年には336ppmに上昇している。

これは化石燃料(石油、石炭、天然ガス)の燃焼が加速度的にふえて二酸化炭素の放出量が増大する一方で、二酸化炭素を吸収する森林が減り続けているためである。森林は1950年に地球の全陸地面積の37%を占めていたのが1978年には20%になり、2000年には16%になると推定されている<sup>2)</sup>。つまり、地球上に残された、わずかな森林では増大し続ける二酸化炭素を吸収しきれなくなっているのだ。

大気中の二酸化炭素がふえることによる重大な結果の一つとして、地球の温度上昇がある。二酸化炭素の分子は、太陽から地球へ照射されている短波長の光線は通過させるが、地球の表面から大気圏外へ放射される長波長の赤外線は吸収する性質をもっている。この作用は「温室効果」とよばれ、地球をガラスでおおったようにして暖める。

アメリカ政府の『西暦2000年の地球』に集められた諸研究は、二酸化炭素が1990年には1978年にくらべ30%から90%増加するとみている。二酸化炭素が2倍になれば気温は中緯度で2-3度上昇し、極地域ではその3-4倍上昇する<sup>3)</sup>。「温度が3度上昇するならば、推定200年間で極地の氷の大部分がとけ、沿岸の広大な土地が水没するだろう」<sup>4)</sup>、<sup>5)</sup>。さらに「2150-2200年に予想される二酸化炭素の増加は、地球全体の平均気温を6度以上ひき上げるかもしれない—これは現在と、7000万年から1億年前の中生代のあたたかな気候との間の温度差に匹敵する」<sup>6)</sup>。極地の氷が全部とけると海水面は60mから70m上昇して人類は住み場を失なう。この光景はノアの洪水よりもお

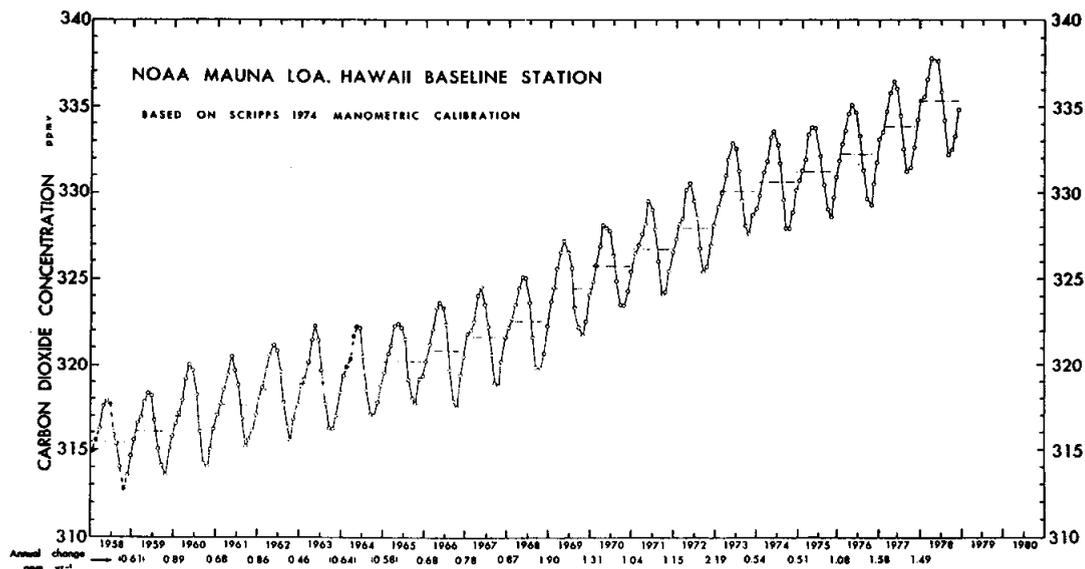


図1 北半球の二酸化炭素変化表

そろしい。

しかし、すでに前兆は現れている。近年になって異常気象が多発し、多くの氷河はとけて後退しつつある<sup>7)</sup>。

以上のことから、人類が生存を続けるためには、いま残された森林を守り、さらに拡大していくことが死活的に重要であることが明らかである<sup>8)</sup>。

地球規模で森林が減るのは、熱帯地域の森林が毎年広面積でへって行くからである。熱帯地域の森林が消滅しつつあるのは「西暦2000年の地球」のいうように、熱帯地域で①農地を拡大する必要②薪炭材を増産する必要があるからであり、それに③熱帯以外の諸国の森林が効果的で強力な計画のもとに保全・経営されていないために木材不足を生じ、その不足分を熱帯地域からの輸入に求めているからである<sup>9)</sup>。

③の理由に日本はとくに大きなかわりと責任をもつ。日本の木材・木製品輸入量は1958年4,160千 $m^3$ だったのが1979年には49,902千 $m^3$ になって世界一であるし、その大部分は熱帯地域からである。

輸入量の増加につれて日本国内の木材生産量はへっており、1960年の48,515千 $m^3$ は1979年には33,270千 $m^3$ になっている。それでは日本の森林のうち、どの部分で生産の低下がみられるか。国有林、公有林、私有林にわけると、低下は私有林の部分で明らかである。

国有林の木材生産量は1960年11,077千 $m^3$ が1979年11,413千 $m^3$ に、公有林は3,140千 $m^3$ が2,094千 $m^3$ になっているのに対し、私有林は34,298千 $m^3$ から19,763千 $m^3$ に激減している。

計画的な生産が行われない私有林は、その荒廃もいち

じるしい。人工造林面積は国有林が1950年39,377ha—1979年46,389haであるのに対し、民有林(公, 私有林)は266,830ha—131,783haであり、マツクイムシ被害は国有林が1962年216千 $m^2$ —1979年149千 $m^2$ であるのに対し、民有林は262千 $m^2$ —2,286千 $m^2$ である<sup>10)</sup>。

この結果、私有林はその林木蓄積量も少ない<sup>11)</sup>。1983年の北海道森林の蓄積量をみると、国立大学演習林が1ha当たり144 $m^3$ 、林野庁所管国有林106 $m^3$ 、道有林98 $m^3$ 、市町村有林76 $m^3$ 、私有林73 $m^3$ である。

私有林で林業生産が低下したのは、国産材の高騰が外国材の輸入をまわいて林業生産を採算のとれないものにし、採算のとれなくなった森林は単なる土地として売却されつつあるからである。森林が土地として売買される場合は、多くは売買しやすいように細かく分割される。森林がそのような分割されると林業は二度と再開できないものになる。国有林経営においても多くの問題が指摘されているけれども、全体として眺めると日本森林の荒廃は主に私有林において発しているとみなければならぬ。

森林は計画的に経営され、成長をとめた樹木を選んで伐採していくことによるのみ木材の生産と環境保全を同時に達成できる。しかし森林の私的所有はすでに、この目的に適合せず、その歴史的役割を終えているようにみえる。現在、私有林育成のために巨額の公的経費が投じられているけれども、森林所有のあり方そのものを変えないかぎり問題は根本的に解決しないのではないかと思われる。

日本の森林は25,279千haで世界森林の約1%である。

日本森林のうち国有林は30%、公有林は10%、私有林60%である。日本森林のうち北海道森林は5,618千haで22%をしめる。国有林の割合は57%、公有林は16%、私有林は27%である。

北海道でも本州でも、ほとんどの森林は、つい100年前まで特定の所有者はいなかった。それが明治政府によって国有と民有にわけられ、そのあと一部分が国有から私有となった。

そこで森林<sup>13)</sup>が私有となることによって、荒廃および消滅がどのようにして必然的に生じたかを特定2地域について、できるかぎり根底的に調べてみよう。これが、この研究の最大の目的である。

その一か所は、太平洋戦争前に私有となった札幌市域の盤渓という山岳地帯約1,700haである。もう一か所は北海道知床半島の岩尾別という台地約1,000haである<sup>14)</sup>。盤渓では都市近郊で私有化された森林の運命をみる事ができるし、岩尾別では山奥地のそれをみる事ができる。

同じ経済社会構造の中では特定地域に特別の現象が起きるとは考えられないから、この2地域の観察によって日本の、そしておそらく日本と似た構造の社会の森林の私有化がもたらす運命をかなりの程度まで推定できるにちがいない。

最後に、以上の事例研究を参考にしつつ、林業と環境保全を同時に達成できる森林の所有・経営形態について考えてみたい。事例研究は、この普遍的な目的のためである。日本の森林を保全できるかできないかという問題は、われわれ日本人の環境を保全できるかどうかという問題に直結しているばかりではない。それは地球の環境を保全できるかできないかという、核戦争につぐ人類最重要の問題につながっている<sup>15)</sup>。

注 1) The Council on Environmental Quality and the Department of State, The Global 2000 Report to the President, 1980. volume two. p.258の図を使用。この報告書は逸見、立花監訳『西暦2000年の地球』家の光協会、1980年として邦訳されており、この図は訳書2、80-81ページにある。以下、この報告書を引用するさいは『西暦2000年の地球』として邦訳書のページを記し、必要に応じて原書のページを記す。

- 2) 『西暦2000年の地球』1, 151-152ページ。
- 3) 同上書2, 84ページ。
- 4) 同上書2, 466ページ。
- 5) 地球上の氷の90%以上は南極大陸にある。内陸部ではマイナス50度もの温度の水がどうして溶けるのかといえば、まず大気温の上昇によって海水温が上がり、海水に接した大陸周縁の水がとける。その部分がとけなくなれば内陸部の氷がせり出してきて海水に接し

てとける。以下同じことが続くからである。北海道大学低温科学研究所の成瀬廉二氏の教示による。

- 6) 『西暦2000年の地球』2, 84-86ページ。
- 7) たとえば南極に近いパタゴニアの氷河の一つは1967-1984年の間に1.5km後退していた。この氷河の観測にあたった前出の成瀬氏による。
- 8) 森林は、この二酸化炭素吸収と酸素供給のほか、環境保全機能だけをとつても、気温と湿度の緩和、防風、防霧、水源かん養、侵食・崩壊防止、防火、避難地、騒音防止、汚染物吸着、動物の保護、保健休養、風致保全などの働きをもつ。
- 9) 『西暦2000年の地球』2, 229ページ。この個所の原文は1文で、簡単すぎてわかりにくいので原著2, 323-324ページから意訳した。
- 10) 『林業統計要覧』林野弘済会、1982年。以下、この統計書および、北海道『北海道林業統計』のデータは出所を示さず使用する。
- 11) 手入れされた森林は手入れされない森林にくらべ、はるかに健全になり、蓄積量は2倍以上になる。
- 12) このことは周知の事実となっている。たとえば、赤羽武「自然保護と林業」林業構造研究会編『日本経済と林業・山村問題』東京大学出版会、1978年、427-434ページ。橋本玲子「日本林業の構造と課題」『講座・今日の日本資本主義8』大月書店、1982年、274-275ページ。
- 13) 環境保全の観点から行うこの研究の性質上、「森林」の概念は広義のものである。地目でいえば山林のほか、原野もふくめて用いる。英語のForestも、もとは広義で「ドアの外」というラテン語forisから作られた。
- 14) 盤渓を選んだのは、そこが札幌市域であっても市街化区域をふくまず、今後ともふくむとは予想できない、まとまりをなした山岳・森林地帯であるからである。岩尾別を選んだのも思いつきからではない。1983年、斜里町の自然景観保全審議会に出る機会があったとき、同町が岩尾別の土地を国民の寄金によって買いとらざるをえなくなったのは、そこが国から農民に売り渡されたためであることを知り私有化のもたらす森林荒廃の普遍性を強く思ったからである。この地域選択に必然性はない。しかし、森林が私有化したところであれば、どこの都市近郊、山奥地でも似た結果がでると考えられる。
- 15) この研究の大部分はトヨタ財団1983年度研究助成によってなされた。また、この研究を北海道自然保護協会会誌『北海道の自然』に掲載するに当っては同財団1984年度研究成果発表助成を受けた。

## II. 札幌・盤溪の実例

### 1. 明治以前の盤溪

札幌の市街地の南西部には数多くの山山が連なっている。ここは札幌南西部山地とよばれ、かつて陸地であったところが断層運動によって海域となり、火山活動によって再び隆起したところである<sup>1)</sup>。

調査対象の盤溪は、この南西部山地の中にある。市街地から歩いて1時間、車で10分ほどで急な峠を越え、たくさんの小山にかこまれて別天地のように広がっている。このようなところであるから全域が市街化を抑制すべき市街化調整区域とされている。1983年10月現在で60世帯83人が住んでいるけれども、かつての農家に住み続けている人人がほとんどで、ここが市街化区域になって人口が急増することは今後とも予想されない。

この盤溪は南方で国有林に接続している。国有林をふくんだ行政単位としての盤溪の面積は1815.1ha、国有林をのぞき登記された盤溪の土地の総面積は1721.9haである<sup>2)</sup>。

盤溪の面積を札幌市測定の1815haとすると、札幌市の総面積の1.6%に当たる。盤溪では現在、農業はほとんど停止され、道路沿いのわずかな土地を除いては地目は山林である。

北海道の大部分では、ほぼ100年足らずの間に和人が住み始めたのであり、その土地の所有の歴史は、ほとんど手のとどくところにある。盤溪も同じである。しかし和人の前には人が住んでいなかったのだろうか。

山山と平野が接し、数本の川が流れるこのあたりは動物が豊富にいたにちがいない。知られているかぎりでは盤溪の区域内に1か所、その周辺2kmの範囲で西方に3か所、東方に5か所に先住民の遺跡が存在する<sup>3)</sup>。

出土した遺物は黒曜石の矢じり、みがいて作った石器類、シカの角、土器の破片であり、すべて川の近くの、やや平らな場所から発見された。これらは新石器時代のものであり、およそ4,000年前から原始共同体の人人が、ここでも森のシカやクマをとったり、川をのぼってくるサケをとって生活していたことがわかる。

しかし山岳地であり、川も小さいところだから、そこに定住していたのではなく夏や秋の間だけ狩猟し冬は平野の、海や大きな川のほとりで生活していたのであろう。もっとも、その本拠すらしばしば変えるのが狩猟民の常であった。狩猟民にとって各氏族ごとに土地を所有する

ことは必要ではありえなかった。

大陸の北方ツングース族においては、すでに人が居住していない土地であればどこに住んでもかまわなかった。狩猟地は好きなのところを選ぶことができたし、もしその場所に占有者がいれば許可を求めて占有すればよいのであった<sup>4)</sup>。白人開拓期の北アメリカ・インディアンの場合には各氏族の占有が少しきびしく、狩猟地に入った者は獲物の一部を占有氏族に渡さなければならなかった。

つい150年前まで北海道の主要な住民であったアイヌ民族の場合も、ツングース族や北アメリカ・インディアンとほぼ似たような狩猟地の占有方法が行われていた。

アイヌ民族では「シカやクマや魚類をとるにも区画があって、その部落の人人は、自分の領分以外で狩もできない。他の領分に行くとはすぐ罰せられた<sup>5)</sup>。しかし土地の私有という観念は全く存在せず、農耕がわずかに行われている地域ですら、他人が利用している土地でなければ、どこでも利用することができ収穫がすめば土地は耕作者の権利をはなれてしまった。住居地も同じで、占居している間だけは占居権を主張できるけれども、いったん捨てて他に移った場合は、その権利を失ったものと考えられた<sup>6)</sup>。

このような状態であった北海道は1868年の明治維新後、一挙に資本制生産様式下の土地利用が行われることになった。成立した新政府はなにより、その経済的基盤を確立しなければならなかった。このためには租税収入の大部分をしめる地租の徴収体制を固める必要があった。そこで1873年、地租改正を行い地券を交付して土地所有権者を決め、一率に地価の3%の税を徴収することになった。山林についても、このことは同じだった。しかし本州、四国、九州においても人里近くの山が村民に共同的に利用されているだけで、多くの山林の所有権は確立していなかった。

この難関に直面した新政府は1878年、つぎのような方針を決めた。つまり、村共有の山であることが公的書類で明らかであるばあい、近隣の村までがその村の所有を保証するばあい、村山として植樹をしたり焼き払いをしてきたばあいは民有地とする。しかし何の手入れもせず、ただ草木を採取してきたにすぎないばあいは官有地(国有地)とするという方針である。この結果、村民が時おり動物や植物を採取しに入っていた山はもちろんのこと、これまで入会地として共同的に利用されてきた山林原野も、かなりの部分は確証がないものとして官有地に編入された<sup>7)</sup>。

1869年の北海道の人口は58,467人にすぎず平野部においてすら土地の所有権は確立していなかった。ましてや

山林については所有者は全くいないものとみなされ1886年の統計においても6,742,658町(1町=0.9917ha)のすべてが国有林とみなされている。この山林は主として1874年の「屯田兵制度」、1886年の「北海道土地払下規則」、1897年の「北海道国有未開地処分法」により有償または無償で私有化されていった。統計では1906年に、はじめて188,704町の道有林、94町の社寺有林、19,871町の私有林が現れる<sup>9)</sup>。

注 1) 岡部三郎『札幌の自然』自費出版、1977年、9-10ページ。

2) 札幌市役所が公表している盤溪の面積1815.1haは、地図の平面上をプランメーターで測ったものである。ところが、この1815.1haには国有林が全体の約40%ふくまれている。この国有林の面積は703.3haである。そうすると登記された盤溪の土地1721.9haと国有林面積の合計は2425.1haとなり、盤溪の面積は市測定の間積を610ha上回ることになる。

この疑問は直ちには解明しなかった。しかし札幌法務局の担当官および札幌の土地家屋調査士が明らかにしてくれたところによると、戦前における、少なくとも北海道の山林の面積測定は、いまでは考えられないほどルーズであった。目測や、歩幅で測定するのは普通だった。境界が明らかでないため同一の面積を別別に測定して払い下げ許可申請を出したり、面積計算で単純なミスを起こすこともあった。当時の測定値が現在の測定値の二倍もあることがしばしばであるという。現在、山岳地帯の面積を測定する場合は、山を平面におきかえて測定するが、明治・大正年間には斜面をそのまま目測なり歩幅なりで測定したことも推測される。登記された盤溪の面積が現在の測定値よりかなり大きいということの理由の一つがこれであろう。

- 3) 9か所のうち8か所は札幌市埋蔵文化財分布図による。他の1か所は筆者が調査の際、札幌市西区小別沢の漆崎一郎氏のところで知ることができたものである。
- 4) シロコゴロフ(川久保、田中訳)『北方ツングースの社会構成』岩波書店、1941年(原著1933年)、578ページ。
- 5) 北海道『北海道農地改革史』1954年、15ページ。
- 6) 同上書、同ページ。
- 7) 梅西、加藤、大島、大内『日本における資本主義の発達2』東京大学出版会、1956年、448-450ページ。
- 8) 北海道『北海道林業史』1951年、9ページ。

## 2. 屯田兵村公有地としての盤溪

盤溪はどのような経過で現在の私有地になったのだろうか。

盤溪の地番は、盤溪の中央部を東から西に向かって流れる川をもとにつけられている(図2参照。以下、言及する主要な地番を図2中に記す)。川の北岸、東南部の1

地点が201番ではじまり、川の西方に向かって進み北岸は280番で終わる。地番はそこから南岸に移って281番で再開し東方に向かって進み508番で終わる。

土地登記簿によって各地番の土地の最初の所有者を調べると、261番から394番まで、面積にして433.6haに「琴似屯田兵村」の保存登記がされている(図2のA)。また中央部の、201番から260番と、395番から465番の、面積にして1033.6haに「新琴似屯田兵村」の保存登記がされている(図2のB)。琴似屯田兵村と新琴似屯田兵村の土地の間は直線で区切られている。

さらに土地台帳をみると地番261から394までは、すべて琴似村<sup>1)</sup>532番から分割し、地番201から260と、395から465はすべて琴似村1924番から分割したものであることがわかる。保存登記、つまり所有権を確認する登記がなされた時は、1901年10月7日と同月17日である。盤溪の最初の土地所有者は、屯田兵村とよばれる屯田兵の部隊だったのである。

この二つの屯田兵村の土地の合計は1467.2haであり、これを登記された盤溪の土地1721.9haから差しひくと254.7haがのこる。この土地254.7haは屯田兵村には給与されず国有林としてとどまり1914年、札幌神社(現在の北海道神宮)の占用地となった(図2のC)。この土地の私有化の経過については後でのべる。

1874年創設された屯田兵制度は明治維新後、本州、九州、四国に発生した大量の没落士族を北海道に送り、そこを開拓させ自活させるとともに、正規軍の配置されていなかった北海道の防備を兼ねさせるという一石三鳥をねらった政策だった。この制度により1899年までに7337戸、39,911人が37の屯田兵村とよばれた部隊を編成して入植した。

屯田兵の最初の部隊は1875年、盤溪から北方に約7kmの石狩平野の一角、琴似とよばれるところに入植した琴似屯田兵村だった。琴似屯田兵村は主に東北各県の士族240戸によって編成されていた。琴似からさらに北方の平野には1887年と1888年、新琴似屯田兵村220戸が入植した。

屯田兵は政府から土地と家屋、農具を与えられるかわりに一定期間兵役に服した。兵役期間は、当初は無期限、1885年には戸主が40歳になれば子弟が服役義務を負う、1890年には8年現役・12年後備役、1901年には5年現役・15年後備役とめまぐるしく変わった<sup>2)</sup>。

一番早く入植した琴似屯田兵村は、この移り変わる制度を次次に適用され1875年から16年間現役、さらに12年間後備役をつとめさせられ、それも満期になったのは屯田兵制度が廃止された1904年だった。新琴似屯田兵村は

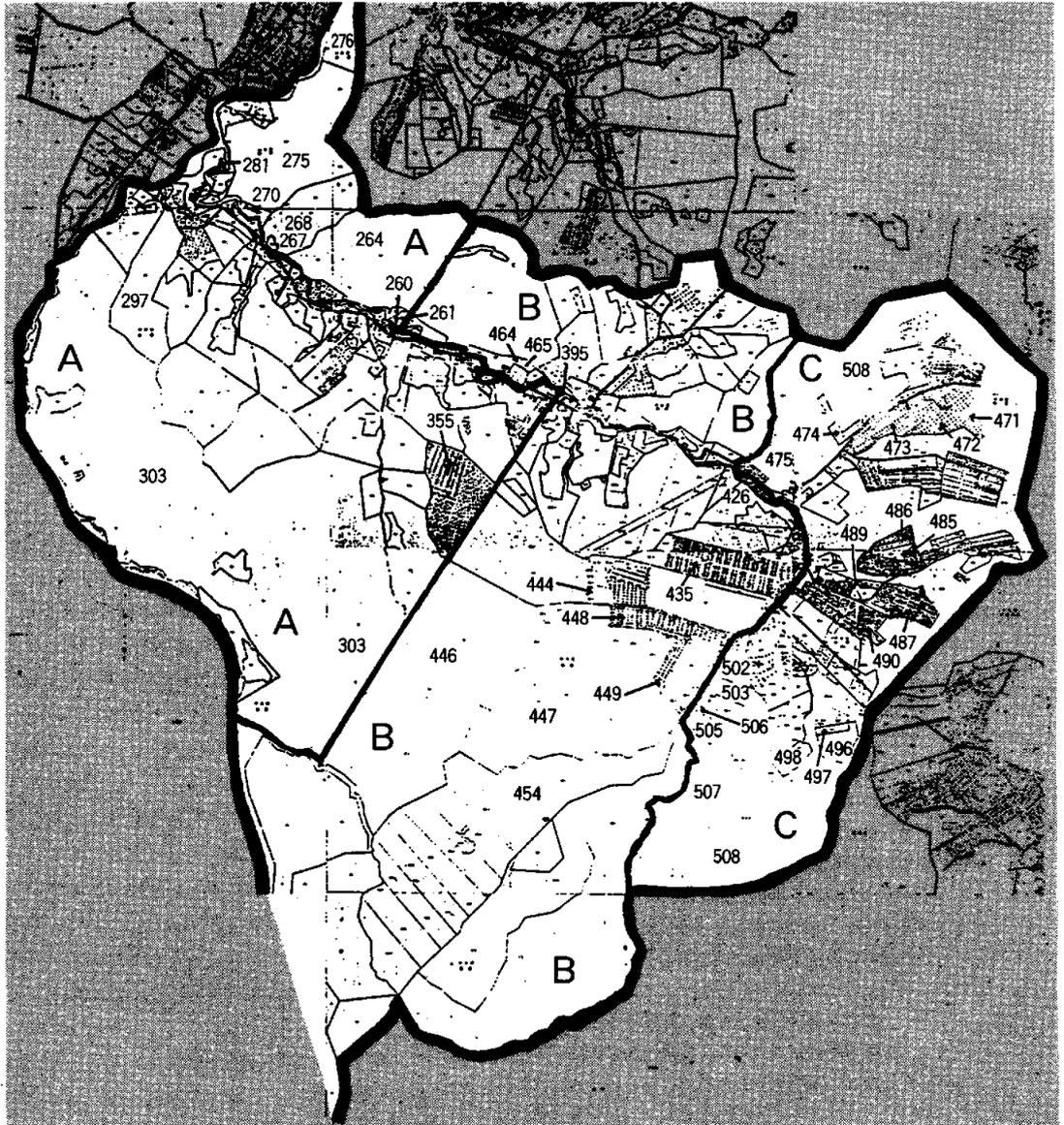


図2 札幌・盤溪の地番図

1895年に現役満期となり<sup>3)</sup>、1904年の制度廃止にともなって後備役も解除された。そして琴似兵村が琴似村となり、新琴似兵村はこれに合併された<sup>4)</sup>。

屯田兵に与える土地についても、しばしば変更があった。琴似兵村発足当時は共同耕作を目的としていた。各兵員の私物となったのは1戸につき150坪(1坪=3.3㎡)の宅地にすぎず、すぐあとでこれに50坪の野菜栽培地が加えられた。屯田兵はそこから共同農場に出かけて働いた。

しかし共同耕作は「張合いないため自然、耕作に力の入

らないところから」<sup>5)</sup>各戸ごとに農地を与えることになった。いろいろと手を加えられたあと1890年の「屯田兵土地給与規則」で一戸につき5町歩を農地として、そのほかに一戸につき5町歩の割の土地を屯田兵村の公有財産地として与えることになった<sup>6)</sup>。この公有財産地の目的は、戦時における兵村維持の補助費、平時の罹災者救助と公共事業にあてるためであり、その種類は原野、風防林、建築用材および薪炭用材、牧場であった。

この公有財産地は一般に兵村に隣接した地域に与えられたが、土地給与規則の制定前に入植した琴似兵村と新

琴似兵村では、近くにまとまった土地がすでになくなっていて、そこで、この二つの兵村には農地から7.8kmはなれた札幌南西部の山岳地帯が与えられた。

記録によると、琴似兵村に与えられた公有財産地は1,120.4ha、新琴似兵村に与えられた公有財産地は1,073.6haである<sup>7)</sup>。盤溪の土地を差しひいた琴似兵村の残りの公有地は南方の平野近くまで広がっており、新琴似兵村の公有地はほとんどが盤溪にあったことになる。

屯田兵個人および屯田兵村に給与された土地は服役中と服役満期後も一定期間は免税の処置がとられていた。1890年の屯田兵土地給与規則では免税の期限は満期後10年と定められた。しかし琴似兵村のように1884年以前に入植した兵村については満期から20年後まで免税の処置がとられた。

したがって1904年に満期となった琴似兵村の土地が無税なのは1923年までであり、同じ1904年に満期となった新琴似兵村の土地が無税なのは1913年までということになる。

盤溪に給与された公有財産としての森林は兵村から離れているので当初は薪炭用林としてすらほとんど利用されなかった。ところが1894年に日清戦争がはじまり、屯田兵に動員令が下った。そこで兵村では戦時における兵村維持の補助費にすため1895年に炭焼人夫を募集して製炭をはじめることになった。しかし直営ではなく、炭焼人に窯の設置や用材の伐採を自由にさせ、兵村事務所は一窯について夏は一か月70銭、冬は1円50銭の割で徴収するのである<sup>8)</sup>。これらの炭焼人の中には盤溪に定住し、耕作するものも現れた。兵村は、農耕者からは小作料を徴収していた<sup>9)</sup>。

一方、1896年には北海道に徴兵令がしかれ、同年札幌に陸軍第7師団が創設された。この正規軍の創設は直接に屯田兵制度の解体を促進することになった。先述したように盤溪の公有財産地の保存登記は1901年にされているが、これは屯田兵司令部の指示によるのであろう。記録には札幌周辺の屯田兵の農地については「発寒兵村の横尾直志郎氏一切の事務を担当し、代人となって一括登記申請した」とあり、さらに「登記料は免除であって、登記の地価は坪1銭3厘3毛、1反歩で4円弱、2万坪を給与された下士でも266円66銭7厘という額であった」<sup>10)</sup>とある。

公有財産地については、兵村の成員が公有財産取扱委員会を作り、処理の方法を決めることになった。多くの屯田兵村では公有地は希望者に売却されたり、兵村解体後発足した町村に寄贈されたりした。また一部の屯田兵村では、屯田兵による公有財産地の私物化も行われた。

北海道中央部に入植した旭川兵村では日露戦争(1904-5年)で屯田兵出征中に、残った屯田兵が公有財産地を売却し、莫大な利益を得て徴役に処される者が出た。また道央の茶志内兵村では1907年3月9日に公有財産地を兵村名で登記し、同じ日に公有財産取扱委員会会長他72人が購入する形をとり、すぐあとで他者に売却した。つまり委員会を構成すると思われる73人の私有財産とされた<sup>11)</sup>。盤溪についてはどうだったろうか。

- 注 1) 札幌西部の琴似は1904年から1942年まで琴似村であり、1943年から琴似町となり1955年札幌市に合併されて現在は同市西区の一部となっている。
- 2) 琴似村「新琴似兵村史」1936年、35ページ。
- 3) 同上書、72ページ。
- 4) 同上書、194ページ。
- 5) 琴似町「琴似町史」1956年、147ページ。
- 6) 開拓期のアメリカ、たとえば1700年代のバージニアでは一家族ごとに400haの土地を与える慣行が確立していた。また入植した一社会(共同体)に対し4,000haから12,000haまでの土地を、その社会の共有財産として与えるという規定が設けられていた。ターナー(松本、嶋訳)『アメリカ史における辺境』北星堂書店、1973年(原著1920年)、92-98ページ。日本の屯田兵制度はアメリカの開拓民制度からも多くを学んだようである。しかし日米両国の開拓民に与えられた土地面積の差は巨大である。もちろん、ここには日本本土における農業の零細性が反映している。
- 7) 北海道『北海道屯田兵制度』1913年(1973年複製版・北海学園出版会)、203-206ページ。
- 8) 『琴似町史』266-267ページ。
- 9) 琴似屯田100年史編さん委員会『琴似屯田100年史』1974年、120ページ。
- 10) 『琴似町史』224ページ。
- 11) 笹本義友「屯田兵村公有財産地の推移」関秀志編『北海道の研究・第5巻』清文堂(大阪)1983年、443-445ページ。

### 3. 公有地の売却

1906年の琴似兵村文書には盤溪の公有財産地である「札幌郡発寒村字発寒川上流532番地土地(569町7反7厘4歩1合の内)および他の土地」について「右財産地は管理上困難と認めるにつき別紙予定価格以上をもって売却すること」と記している。この予定価格は1坪5厘以上と屯田兵給与地の登記地価の半分以下の値をつけ、備考として「交通不便の場所にして地質岩石多くして地味も亦肥沃ならぬ故に価格も低かるを至当と認む」とある<sup>1)</sup>。

売却は急がれていたようである。かつての琴似屯田兵の一人は「後備役満期とならざるうちに処分して、兵村

の共有金となし、将来村一般の財産とならざるよう苦心して、土地はできるだけ早く処分することが兵村側にとって有利であるかのごとき観念をいだき、各委員は土地の処分にあせりつつあった<sup>3)</sup>と語っている。

しかし、このころ盤溪の土地は売却されなかった。我満春吉の記録によると1900年の盤溪居住の世帯主は我満嘉吉、久保田三郎、池田洗、和田長太郎、久保田二郎、田川善五郎の6戸である。しかも1907年ごろまでは農耕よりも炭焼が主体であった。盤溪の土地を売りたくても売れなかったというのが実状であったろう。

このため盤溪は兵村廃止後、琴似村が管理する土地となり、その一部は小作地として貸し付けられる状態が続いていた。土地の免税期限は新琴似兵村部分の土地については1913年であり、琴似兵村部分の土地については、1923年であった。琴似村は、旧琴似兵村部分の土地の免税期限が切れるのをもって盤溪の土地のすべてを売却することを決めたにちがいない。盤溪の土地のほとんどが1923年に各個人に売却された理由は、ここから理解される。1920年の盤溪居住の世帯主は30人に達しており（うち9人は神社小作人＝後述<sup>4)</sup>）、炭焼によって樹木を失った土地は農耕の段階に入って、土地売却の条件がととのい始めていた。

「琴似町史」が盤溪の開拓について記した個所には「大正11年(1922年)多年の宿望であった琴似村部有地1000町歩が、自作農創設のため払い下げとなった。20余年にわたって汗をそそぎ開拓してきた耕地であるだけに、耕作者はこれの買入れの金策に百万奔走して、各自の耕地を入手し自作農として独立した<sup>4)</sup>とある。

最初に盤溪の土地を得た人人の名前と面積は土地台帳により知ることができる。列記するのを避けて表1にする<sup>5)</sup>。

所有権者の住所が「盤の沢」(盤溪の旧名)とある人人を盤溪居住者とすると、それは16人であり1人当たり最大42.2haから最少2.1haを所有している。その合計面積は263.8haである。16人のうち15人は1920年当時の農業者または、その子供であり、のこる1人、山田は教員であるが、自耕用に土地を求めたという<sup>6)</sup>。

一方、住所から盤溪以外の居住であるとわかる土地購入者は24人(1会社をふくむ)である。購入面積は合計1203.4haであり、盤溪居住者の購入面積の4.6倍である。その住所は札幌の旧市街地、円山村、琴似村、手稲村など全部が現在の札幌市の中にある。戦前から盤溪に住んでいる本間惣吉氏は23人の個人のうち8人の職業を記憶している。それによると松本、中島の2人は木材商であり、その土地に自生した樹木を得る目的で土地を買った

のではないかという。山口は「勤め人」で日曜ごとに街から歩いて盤溪にきて農耕することを楽しみにしていたという。森、内田は退職者、金子は官司、阿部は車夫であった。この人たちは日頃から盤溪の居住者と接触があり、土地が売られることを聞いたり、購入をすすめられたりして土地を入手した、と本間氏は話している。

所有権移転の時期は大部分が1923年の、それも5月に集中しているけれども<sup>7)</sup>、928.4haという大面積を購入した北海道農林会社の登記時期は翌1924年の7月と10月、1931年の9月である。同社の購入した土地は、川や道路に近い場所にはなく、すべてが国有林と隣接する奥地部分である。このことは盤溪の土地が各個人に売れてしまったあとで、何らかの経路により同社が残りの土地を購入したことを示している。

以上の経過から推測できるように、地価は安かったに

表1 盤溪の最初の土地購入者(名前・㎡)

I. 屯田兵村部分		19. 阿部	47,252
盤溪居住者		20. 和田	31,427
1. 鈴木	424,405	21. 太田	12,287
2. 佐藤	401,908	22. 小島	4,780
3. 田中	367,465	23. 島田	3,580
4. 山本	297,252	24. 遠藤	386
5. 渡辺	233,601	小計	11,968,257
6. 高橋	169,893	その他の土地	地
7. 小林	142,817	琴似村土地	47,813
8. 中村	138,297	墓	地
9. 伊藤	99,536	農地解放地	4,958
10. 齊藤	85,040	小計	65,930
11. 加藤	82,454	屯田兵村部分合計(A)	14,672,930㎡
12. 山田	66,186	II. 神社地の農地解放部分	
13. 吉田	42,640	1. 田村	94,567
14. 佐々木	34,578	2. 高木	76,205
15. 井上	31,412	3. 中野	69,826
16. 木村	21,259	4. 小山	63,179
小計	2,638,743	5. 野田	58,633
盤溪以外の居住者		6. 福田	52,839
1. 北海道農林	9,284,977	7. 大塚	48,170
2. 松本	505,378	8. 岡本	43,361
3. 清水	428,512	9. 辻	42,368
4. 林	265,464	10. 横山	35,173
5. 山口	239,058	11. 後藤	24,557
6. 長谷川	206,329	12. 前田	23,801
7. 小川	115,246	13. 藤井	19,834
8. 中島他1人	100,995	14. 原	12,683
9. 山崎	93,004	15. 三浦	11,570
10. 橋本	91,681	小計	676,766
11. 森	85,165	神社所有地	1,869,748
12. 池田	79,573	神社地部分合計(B)	2,546,514㎡
13. 石川	75,087	盤溪の土地総計(A+B)	17,219,444㎡
14. 内田	70,734	(1721.9ha)	
15. 岡田	65,435		
16. 青木	61,580		
17. 金子	57,724		
18. 近藤	47,603		

ちがない。1895年の服役満期後、琴似村平野部の土地を売ること契約した一屯田兵の文書によると売却価格は1坪当たり1厘6毛であった<sup>6)</sup>。1906年の琴似兵村文書は盤溪を「1坪5厘以上」で売ることを決めている。本間惣吉氏の記憶している1922年の土地購入価格は6町で400円、1坪当たりすると2銭2厘である<sup>7)</sup>。

盤溪の土地1721.9haのうち、琴似兵村、新琴似兵村の土地であった1467.2haが私有化される過程をみた。先述したように琴似兵村部分の土地は「琴似村532番地」、新琴似兵村部分は「琴似村1924番地」という地番がつけられており、1923年の売却によって「532番地の1」、「1924番地の1」というように新しい地番がつけられていった。そして1963年、川の北岸の一部分から順に201番、261番などと現在使用の地番につけかえられたのである。かつての兵村の土地につけられた地番は201番から465番までである。

これから盤溪の残りの土地部分254.6ha、現在の地番にして466番から508番までの土地の私有化の過程をみなければならぬ。

- 注 1) 北海道庁行政資料課所蔵の琴似屯田兵村文書。  
2) 『琴似屯田100年史』121ページ。  
3) 我満春吉『盤溪郷土史』。手書き資料。ページ記入なし。この一部は、進藤ハル『幼き日の思い出』自費出版、1967年に収録されている。  
4) 『琴似町史』270ページ。  
5) 以下、土地台帳と土地登記簿によって知ることを得た土地所有者については、そのプライバシーを守るため仮名を用いる。仮名の使用法は、佐久間英『日本人の姓』六芸書房、1972年の日本人の最多名の1位から6000位をかかげてある表(158-283ページ)のうち1位の鈴木からはじまり以下、順に用いるというものである。登場する企業については、その企業名をローマ字化し、その最初の字を用いる。  
なお、各法務局で管理している土地台帳(1963年ごろまで使用)と土地登記簿(その後使用)は、不動産登記簿により、必要な土地の地名と地番を用紙に記して請求すれば何人も土地台帳は無料で、土地登記簿は有料で閲覧できることを土地問題の認識深化のため付記しておきたい。  
6) 我満春吉『盤溪郷土史』および盤溪に現住の本間惣吉氏(1910-)による。本間氏は戦前の盤溪を知る数少ない健在者の一人である。以下、本文中の氏名について敬称を略す。  
7) 盤溪に隣接する札幌市西区小別沢の漆崎一郎氏は当時の土地購入契約書を保存している。それには1922年11月付けで、売主は琴似兵村部落財産管理者・琴似村長・清水涼。買主は札幌郡琴似村大字琴似村字小別沢・漆崎為藏となっており、記録にあるとおり兵村財産

を管理していた琴似村が1922年に盤溪をふくむ一帯の公有財産地を売却したことが明らかである。実際に売却したのは1922年であり、所有権の移転登記をしたのは翌年だったということになる。

- 8) 『琴似屯田100年史』121-122ページ。  
9) 1922年の白米10kgの価格は3円4銭で、1980年のそれは3,235円であり1,064倍になっている。そこで試みに、1坪2銭2厘という地価に、この1,064を乗ざると1坪23円40銭、1町にして70,200円という価格になる。白米の価格は週刊朝日編『値段の明治大正昭和風俗史』朝日新聞社、1981年、115ページによる。

#### 4. 神社小作地の解放

この土地(図2のC)は、北海道の多くの森林と同じく官林とされていた。ところが1871年、ここから北に約4kmのところ、現在の札幌市中央区宮ヶ丘に札幌神社が仮本殿を建立した。それは1899年には官幣大社となり1909年には社殿の新築を開始し1913年に完成した。この社殿の完成を機会に1914年1月、神社周辺の山岳地帯の国有林(官林)575.2haが神社用地に所管がえされた。この森林を神社地(飛地境内)としたのは神社運営の基本財産とするためであった。明治期から1945年まで神道は事実上の国教だったので神社の土地は国有地であり免税であった。この森林は札幌の現在の市街地に東面している三角山から盤溪まで連なっており、このうち254.6haが現在の盤溪地区の中にある<sup>8)</sup>。

札幌神社は1915年から、この土地の一部を農地として貸し出し運営費の一部とした。記録には「大正3年(1914)に、盤之沢東北一帯の官林は全部解除され、札幌神社飛地境内となる。神社はこれに管理人を入れる。神社地に入住せる人は薪炭を切りてそれを売り生計をたて開墾をなしたり。開墾地は3か年無料貸付、あと反当50銭の小作料をとる」<sup>9)</sup>とある。1915年と1916年、盤溪部分の飛地境内に入った小作農は9戸だった<sup>9)</sup>。

1945年、占領軍は神道と国家との分離を命令した。この時、盤溪をふくめた札幌神社所有の飛地境内は619.1haになっていた。

敗戦後、農地解放、法律名では自作農創設特別措置法が実施され、札幌神社所有地を耕作していた小作農にも、この法律が適用されることになった。

札幌神社の記録によれば1947年4月に社有林のうち152.4haを「飛地境内地内耕作者に大蔵省が払い下げる」<sup>10)</sup>とある。占領軍の命令に当面した政府と神社は、事実上の国有地だった神社有林内の農地については「国にいったん返して、さらに国(大蔵省)から払い下げる」という形をとったのである。

盤溪で農地解放をうけた小作農は15人であり、その農地面積合計は67.6haである。その氏名と農地面積を表1の中に記す。解放された農地は466番から507番までの地番がつけられた。その残りの神社地は508番となった。土地登記簿には15人のすべてについて「右自作農特別措置法第16条の規定により政府売渡、右登記する」とあり1957年2月8日付けで各人に保存登記されている。

農地解放された土地以外の森林466.7haは1947年4月、国有財産に編入された。そして、できるだけ早く有償により神社の財産にすることになった。記録によると札幌神社は1957年1月30日、この森林を国有地普通財産売買契約により購入している<sup>5)</sup>。この時の売価は時価の半額1坪当たり50円だったという<sup>6)</sup>。そうすると全体の購入価格は7,058万円である。神社は、この購入費を生み出すために1958年9月9日、前年に買った森林のうち127.2haを「農耕者および宅地・採石業者等に売却」した<sup>7)</sup>。

この127haの中に、北海道硬業会社が採石を目的に個人名義で買った三角山とよばれる山40haがあった。この山は札幌市街からよく見え、またスキー場として市民に親しまれていた。1958年、道はここに風致保安林指定の予定告示を行った。しかし、すでに通産局から業者に対し採石の認可が出ていたため、道は風致に支障をきたさないこと、許可申請を1年ごとに更新することを条件に作業開始を許可せざるをえなかった。

三角山が崩壊するのをみた地元住民は1961年から採石作業の中止を要請、1964年には札幌スキー連盟、地元住

民団体が道と札幌市に三角山保安林における採石中止を陳情した。難問に直面した道は採石箇所を森林として復旧するのは不可能とみて1965年、保安林指定を解除した。

この解除について地元町内会から異議申し立てがあり聴問会が1965年8月開かれた。聴問会で住民は「私有財産といえども公共性のあるものは憲法でその用途が定められている。三角山が一個人に売り渡されたこと自体が誤っている」とのべた。しかし住民の異議は通らず同年10月、保安林指定は解除された。1969年、三角山のうち25haは札幌市が道の助成をうけ、緑地保全および公園計画対象地として1億2,000万円で買収した<sup>8)</sup>。神社が三角山を売らなければ、さらにはそこが神社有林となっていなければ、この問題は起きなかったことは明らかである。

- 注 1) 北海道神社務所『北海道神宮略誌』1978年、61ページ。  
 2) 我満春吉『盤溪郷土史』。  
 3) 同上書。  
 4) 『北海道神宮略誌』65ページ。  
 5) 土地登記簿では1957年6月25日に大蔵省が保存登記、同年7月12日に札幌神社に所有権が移転している。  
 6) 小樽住吉神社の星野宮司による。  
 7) 『北海道神宮略誌』65ページ。  
 8) 北海道山林史戦後編集委員会編『北海道山林史戦後編』1983年、1130-1132ページ。

表2 札幌神社小作地の分契状況

地番	面積㎡	1957年の所有者	2番目の所有者	3番目の所有者	分割数
467-468	15,298	高木	1960. T土地開発	多数者	81
469-470	48,170	大塚	1966. 琴似町農協	多数者	110
471	33,242	高木	1966. S興業	多数者	29
472-473	52,839	福田	1962. S興業	多数者	181
474	9,401	高木	保存		0
475-476	61,351	田村	かなり保存	多数者	57
477	43,361	岡本	1963. S興業	多数者	50
479-481	18,264	高木	1963. S興業	多数者	191
482-484	33,216	田村	1964. T観光開発	多数者	69
485-486	35,173	横山	1961. 石井(女)	1962. S興業	102
487-488	38,452	野田	1974. O宅地	多数者	96
489-490	62,097	中野	1962. 石井(女)	1963. S興業	101
492	39,497	小山	1959. 桜井	1976. 桜井(女)	7
493-495	42,368	辻	1960. 石原	多数者	25
496-497	23,682	小山	1959. 桜井	1972. H観光	0
498	11,570	三浦	1959. 服部	1980. H観光	0
499-500	23,801	前田	1973. H観光	多数者	7
501	27,910	中野	1975. 中野(子?)	多数者	79
502-503	24,557	後藤	1968. H観光	1968. 藤原他2人	0
504-506	12,683	原	1954. 原(子?)	1965. 原(女)	0
507	19,634	藤井	1979. 服部		0

## 5. 神社小作地の分裂

農地解放された札幌神社の小作地も三角山と似たような運命をたどることになった。

かつての小作地には農地解放後、466番から507番までの地番がつけられた。

このうち1984年3月時点までに466, 478, 491の地番が消失した。同一人が地番の連続する土地をもっている場合、このように合併することがある。その場合、合併された土地の地番は土地登記簿からのぞかれる。

したがって旧小作地には38個の地番があることになる。分割されなかった地番は表2にみるように474, 496-498, 502-507の10地番である。この28地番はすべて分割された。

たとえば487番の土地が46個の小片に分割された場合は、もとの487番は487-1という地番になり<sup>1)</sup>、以下順に487-2, 487-3…487-46という地番になる。そして46個の地番ごとに土地所有権の登記が行われる。

この土地の分割は一つの土地の所有者が増える場合に行われる。

各地番の分割数は表2に示したように合計1,185個である。つまり28個あった地番が1,185個に分割された。それと分割されなかった地番10個の合計1,195個が現在の地番数である。かつて神社小作地に38個あった地番が1,195個に、31.4倍になったことになる。

このように神社小作地の土地が分割された原因は、土地登記簿によって明らかなように土地所有者がT土地開発会社、S興業会社、T観光開発会社、O宅地会社、H観光会社という土地業者に売却し、それらの業者が購入した土地を最大では126個にも細分して各人に売却したためである。

土地業者が農民の土地を購入したのは1960年9月のT土地開発の二か所から始まり、1962年、1963年にS興業が6か所の土地を購入、非常に細かく分割して各人に売却した。このあと1964年にT観光開発が二か所から購入したあと中断し、1968年から1980年までH観光が4か所、1974年にO宅地が一か所を購入している(表2)。それほど広くはない農業地域がこれほど多く細分化されて販売されたのは驚くべきことである。土地が売られ始めた1960年は農地解放から13年後である。

分割されなかったのは高木、小山、三浦、後藤、原、藤井の土地の全部または一部にすぎない。このうちで子に相続して1984年3月現在所有されているのは藤井だけである。

この土地売却の結果、かつての神社小作地の農民のう

ち盤溪で1947年の農地解放時から1984年現在まで農業を継続しているのは475番地の田村ただ一人である。辻、福田、岡本は土地を売却したものの、その売却代金で札幌近郊の平坦地に農地を求めて農業を継続している。この4戸以外の11戸はすべて生業を農業以外に求めている。

かつての神社小作地が、このように細分化して売却されるにいたった、もっとも直接的な原因は次のようなものだった。

盤溪居住者によると、神社地の野田と高木は実の兄弟だった。高木は婿に行ったのである。野田の兄の娘が石井という人物と結婚し、3人は親類関係となった。この石井はT土地開発会社とS興業会社という二つの会社を作り、1960年9月から高木および他の農民の土地を次々と購入し、それを細分して販売したのは表2にみるとおりである。地番485-486の横山の土地と、地番489-491の中野の土地の最初の購入者の女性は石井と同姓であり、事実その土地は翌年にS興業の手に渡っている。

少なくともT土地開発、S興業に関するかぎり、土地業者が外部からやってきて土地購入を求めたというのではなく、村人自身の働きかけで土地の細分化売却が促進されたことがうかがわれる。

しかし野田自身は1960年代に土地を売っておらず、1974年になってO宅地に売却した。しかし、このころは将来の再販売を目的とした土地購入ブームは冷却していたのであろう。たとえば野田所有の地番487の土地8,417㎡は46個に、多くは1個159㎡という宅地を擬制したにしても小さすぎる土地に分割して販売を試みたものの、ほとんどは売れなかったのであろう、46個のうち30個は1984年3月現在、O宅地の所有となっている。

同様にして小山の土地は1954年、小野に売られ、そこから1972年H観光、さらに1978年S興業に売られているが細分化販売されていないのは販売を停止したためであろう。三浦の土地についても同じである。

こうして1915年に農耕の始まった札幌神社の森林の中央部は、1960年代以降、農地としても森林としても全く利用されず、荒廃したまま放置されるにいたった(写真1)。

注1) 法務局では、たとえば地番487-1のうち487を親番、-1を子番とよんでいる。

## 6. 屯田兵村地の分裂

上述した神社小作地の分裂状況をもっと複雑にすると、かつての琴似屯田兵村、新琴似兵村公有地の分裂状況になる。ここでは土地業者による細分化販売と、相続による細分とが複合して存在する。

琴似、新琴似屯田兵村公有地は盤溪201番から465番ま



写真1 宅地状にして売却された旧神社地の一部

で計264個の地番がつけられている。このうち1923年の売却以後、合併により消失した地番は14個で、現在は250個の地番がある。この250個のうち、分割されなかった地番は126個であり、分割された地番は124個である。

分割された124個の地番は最少は2個から最大は369個までに分割された。その分割数の合計は1945個である。この1945個と、分割されなかった地番126個の合計2071個が旧屯田兵村地部分の地番数である。250個だった地番数が8.3倍になったことになる。

分割された地番を土地登記簿によってみると、分割された理由は、土地を一帯として所有していた所有者が①他の個人または企業に売却し、購入者が土地を細分化して諸個人に売却した②複数の子孫に分割して相続した③道路や送電線建設等の公共工事のため土地の一部分を分割して寄付または売却した一の主に三つである。しかし②の場合は、最大でも10個前後の分割数に、③の場合は2個か3個の分割数にとどまっております分割数が10個以上にもなったのは、ほとんどが①の細分化売却にもなっております。このことを具体的にみてみよう。

旧屯田兵村地において、一つの地番が20個以上に分割された地番は14ある。その地番は次の通りで、カッコ内の数字が分割された数である。201(63), 213(71), 234(23), 290(52), 298(35), 343(53), 355(315), 386(62), 417(24), 435(369), 444(154), 448(162), 449(44), 450(36)。

まず369個にも分割された地番435の分裂の経過を土地登記簿によりみよう(図2参照、以下同じ)。

この土地は、かつて新琴似屯田兵村の公有地であり、1923年5月、盤溪に住む鈴木が購入した。表1にあるように鈴木は全部で424,405㎡の土地を購入したが、これはそのうちの179,560㎡である。鈴木は1943年4月に、これ

を片山に売却した。片山はこれを1968年6月に吉村、上野、宮本の3人に売却した。そして同年6月に、この土地は横田、白石農業協同組合(札幌)の所有になり、9月には札幌市白石に住む西川が購入した。それから4年後の1972年4月には釧路市のT産業会社の所有になり、ここで細分されて各個人に販売されるにいたった。

細分された土地をアット・ランダムにみると地番435-20は1972年1月のT産業から同年7月に武田(留辺薬町)、1975年4月にM産業(札幌市)、同年6月に中川(標茶町)に移った。また地番435-30はT産業から1972年5月にK漁業会社(釧路市)、同年9月に北村(釧路市)に移転。地番435-40は、K漁業まで前と同じ、1972年10月に大野(釧路市)に、といった工合である。

地番435の転売について盤溪居住者は次のように話している。1968年に片山は上野に、この土地を3300万円で作る約束をした。しかし上野から300万円しか受けとらなかった。その間に土地は3人の手を渡り西川の所有になっていた。片山は長いこと訴訟を起し、結局1500万円か1600万円をとりもどしたという。

次に、一つの地番が315個に分割された地番355の分裂の経過を同じく土地登記簿によってみると次の通りである。

この土地100,995㎡は1923年5月、琴似村の中島、竹内の所有になっている。この2人は1950年2月に原田に、この土地を売却、原田は1972年2月に、これを松岡、矢野、S不動産の3者に売却、さらに同じ年の10月にはH観光会社(旭川)に渡った。この時点でH観光が315個に分けて売ったというのではなく、比較的広い面積を買った企業、個人が次々とそれを細分して売っている。地番355-1は1972年11月に村上、1973年1月に再びH観光、

1974年8月に安藤、1979年5月に西村、1981年12月に関(別海町)に所有権が移っている。同様にして地番355-2は1972年11月に村上、1973年1月にH観光、同年3月に菊地(北見市)と渡り、地番355-3は村上、H観光まで上と同じ、1973年3月に森田(留辺蘂町)に渡っている。

次いで162個に分割された地番448をみる。この土地34,578㎡は佐々木が1923年4月に購入した。しかし同年の12月に内田に渡っている。そして1951年10月に上田、1956年1月に野村と渡り、1960年12月17日には失述の旧神社小作地にいた野田に所有権が移転されている。そして奇妙なことに同じ日にT土地開発会社に所有権が再び移されている。この会社の社長は失述したとおり、野田の兄の娘と結婚した石井であった。村人はこの2人について多くのことを語っている。しかし、われわれが土地登記簿をみているだけでも、真の購入者はT土地開発であり、野田は真の購入者を表面に出さないための仲介者であったことが推測できる。T土地開発は購入した土地を1961年8月に田辺に売却している。この人物は旭川市のT観光開発会社の代表者と同姓名、同住所である。その後、この土地の一部は1962年6月に、再び石井の経営するS興業に売られ、そこから細分して各個人に販売されている。販売された土地の面積の多くは147㎡、161㎡といった異常な小ささである。

3番目に多い分割数154個に分割された地番444についても事情は同じである。1923年5月、渡辺が購入した土地を、地番488と同じように内田が1925年2月に購入し、1951年10月に上田、1956年1月に野村と渡った。そして、これも地番488と同じく、1960年12月17日に野田、同じ日にT土地開発、翌年8月に田辺、1962年9月に再びS興業が購入して細分売却した。44個に分割された地番449についても経過は全く同じである。

はっきりわかるように、神社小作地における同じ企業と、同じ人物が旧屯田兵村地の土地所有者に対しても同じ術策で土地の細分化販売を行ったのだった。

土地業者によって分割されなかった山林は、しかし相続によって分割されることが多い。一所有者の生命は限られている以上、これは必然的なことである。

地番454において遠藤は564,269㎡という広大な山林を所有していた。この土地は1924年7月、北海道農林会社が購入、1929年4月に遠藤に売却したものである。そして遠藤は1947年10月、この土地を13に分割して、うち12個の計404,289㎡を姓名からみて、その親族とみられる人人に贈与、のこる1個の159,980㎡は1976年8月に石田と中山に相続された。

これらの13片の土地のうち454-10の地番の土地4,687

㎡は中山に贈与、となりの地番454-11の1,796㎡は松田に贈与されていたが、二つとも農地解放の対策とされ、1952年6月に丸山の名で所有権の登記がされている。しかし、この土地計6,483㎡は1959年8月、広瀬に売却されている。この広瀬は1947年、遠藤から他の土地(地番454-6)の贈与を受けた人物であり、あきらかに同族が買いもどしたことを示している。

けれども、このように分割して相続された土地が同族によって、そのまま保有されている例はきわめてまれである。ほとんどは一部が相続されて、のこりは売却されるか、全部が売却されるかである<sup>1)</sup>。ここでは、きわめて多い前者の例を示そう。

地番201、202、204、205、206の85,165㎡は元役場職員の森が1923年に購入した土地である。このうち地番201の68,912㎡は、その一部が1950年8月から売られはじめ、1964年8月には29に、1973年10月にはさらに19に分割された。1983年12月には201-1の地番がつけられた残りの土地が6人の子供に相続されている。地番202は1962年8月に札幌市に寄付された。地番204は1960年3月、山下(札幌)に売られ1969年5月にはKという会社(静岡)、1973年11月には抵当権不履行のためM製菓会社(東京都)に所有権が移っている。地番205は4つに分割され、その大部分が1983年、森の子供に相続。地番206は1951年8月、山下に売却され、それが1979年1月、久保(札幌)に売られている。

このようにして農林業の行われていない山林においては、所有者がほぼ必然的に増大する。

1984年5月現在、盤溪の旧屯田兵村地部分で農業を継続しているのは464番地における松村だけであらう。464番地の土地は、かつて佐藤が所有していたが後年、新井が購入、そこを松村の父が借りて農耕していた。しかし戦後の農地解放により1952年9月、所有権が松村の父に移ったのである。

こうして1984年5月現在、盤溪の全域において農業を継続しているのは旧神社小作地における田村と、旧屯田兵村地の松村の2人だけということになる<sup>2)</sup>。

旧神社小作地に38個あった地番が1,195個に(31.4倍)なった、旧屯田兵村地に250個あった地番が2,071個(8.3倍)になった。盤溪全体では288個あった地番が3,266個に、11.3倍になったことになる。

札幌では1963年10月まで使われていた土地台帳では盤溪の部分は2冊だった。1984年3月現在、盤溪部分の土地登記簿は73冊になっている。このことは土地所有者の増加を手にとれる形で示している。

もちろん、3,266個の地番の所有者が、すべて異なった

所有者であるのではなく、同一人が多数の地番の土地を隣接して、あるいは、とびとびに所有していることが多い。したがって盤溪の土地所有者は3,266人をはるかに下回る数であるが、1923年の屯田兵村地売却および戦後の神社地解放の時の所有者55人をはるかに上回る数であることはまちがいのないことである。

注 1) 財産の相続人には基礎控除後、その財産の10% (200万円以下) から75% (5億円以上) の相続税がかけられる。富を生まない山林を相続財産の一部または全部として受けた人の多くは、山林を売って相続税の支払いにあてることになるだろう。

2) 松村と面談し、遠藤一族からの土地の農地開放についても聞いた。それによると、松村の父の土地の一部を公共用に渡さざるをえなくなり、その代替として農業委員会のあっせんで、遠藤一族の土地の農地解放を受けた。しかしクマの現れる山奥での農耕は困難であり、しかも農地への通行等で妨害をうけることがあったので、かつての所有者一族に再び売却したという。

## 7. 森林と山そのものの壊滅

### a. 森林の荒廃

人が入植していらい盤溪の森林が守られたことはほとんどなかった。

もともとが炭焼のために人が入ったのであり、1897年には山火事が起きて10haほどが焼けている。1910年には大山火事が発生して1か月間延焼し盤溪一帯が禿山となった。

1918年に渡辺が琴似村から土地を借りて松を植えたの

が盤溪最初の植林だった。禿山に森林が再生しはじめた1924年には山火防止のため森林防火組合が創立されている<sup>1)</sup>。

しかし1960年代にはじまった日本農林業の衰退は、林業を停止させたのはもちろん、農地すら山林に地目転換して売却の対象としたのである。

土地業者によって細分割されて販売された森林のほとんどは著しく破壊された(写真2)。土地業者が土地を200㎡から100㎡という小片に細分して販売するのは、購入者に土地を買いやすくするという以上の理由がある。

筆者が1979年に調べた例では、山林として売買される札幌市内の林地価格は1㎡当たり243円から305円であった。ところが、山林が宅地のように細分されて販売された場合の価格は1㎡当たり3,000円から22,700円だった。つまり林地価格の12倍から74倍で売られていた。この販売価格は近くの市街化区域の宅地にくらべると20%から60%低い<sup>2)</sup>。山林の細分は、この大きな価格差を、事情を知らない人の目にかくし、市街化区域の宅地よりは安いと思わせるためにどうしても必要な業者の術策なのである。

盤溪の旧神社地の農地と旧屯田兵村地の435,444番地は樹木を伐採したあと、ブルドーザーで表土をはがし、土を階段状にもり上げて各人に売却した。それから20年近くたった現在も、そこには土砂が露出し、ところどころに雑草が生えているだけである。

こうした破壊は1965年の宅地造成等規制法、1970年の都市計画法によって禁止された。1965年の法律は、盤溪のような山岳地帯を宅地造成規制区域に指定し、1970年



写真2 細分化された山林

の法律は、そのようなところを市街化調整区域に指定することによって宅地化を禁止している。しかし、この二つの法律の施行前でも、道路も水道も電線もないところに家を建てることは不可能だった。にもかかわらず、樹木を取りはらい土を盛り上げたのは山林を宅地らしく見せかけるための策略だった<sup>3)</sup>。

また購入者の多くは、そのようなところに家を建てることを期待したわけではなく、あとになって売ったら現在買ったよりも高価に売れるにちがいないと考えて購入したのである。土地を買った人のほとんどが札幌居住者ではなく、道内各地の人たちである。実際に居住していない、しかも道内最大の都市の土地であることはこうした幻想を助長させたにちがいない<sup>4)</sup>。

現在、盤溪の国有林と隣接する奥地部分に樹木が残っており森林の姿をなしているのは三菱鉱業、遠藤一族などの大面積所有者が、その森林を売らずにいるためである。盤溪だけで409.5haの森林を有する三菱鉱業(地番303,446その他)は戦前、鉱山用木材生産のために、この土地を購入し林業を行っていた。しかし戦後の石炭生産の衰退は当初の目的を失なわせ、さらにその後の国産材価格低下は林業を停止させることになった。56.4haをもつ相川一族では山林は単に所有されているだけで、植樹などの生産活動は行われていない。前二者に次ぎ42.6ha(地番447)を所有するモラロジー研究所(千葉県)だけが1984年度現在、札幌市森林組合に委託して植樹を行っている<sup>5)</sup>。

北海道庁の調査では札幌市内の私有林12,958haの所有者は1982年度末で1381人である。しかし、これは面積10アール(1,000㎡)以下の森林の場合、その所有者が非常に多数であっても、そのうちの1人を所有者として数えているための数であり、実数とはかけはなれている<sup>6)</sup>。札幌市内の私有林の14%を占めるにすぎない盤溪ですら、3,266個の地番が存在するのである。

特定1地域からの推測により、ごくおおまかに2万人から3万人はいるのではないかとみられている札幌市内の私有林所有者のうち森林組合の組合員となっているのは1984年3月現在で、わずか468人である。札幌市が1982年8月、そのうち370人に、その所有する2,800haの森林について聞いた結果は次のようであった。

過去5年間に、ツル切り、除間伐などの手入れを行っている面積は490haで、手入れしていないのが2,310ha。この結果、森林の育成状況が優良なのが560ha、やや不良950ha、悪い770ha(不明340ha)。森林経営については、市から補助金等が出れば林業地として持つ1,470ha(180人)、保育はしないで財産として持つ1,040ha(123人)、売却し

たい270ha(60人)、不明20ha(8人)。

盤溪にかぎらず都市近郊の森林は、いまや公的援助なしには保持しえないのである。価値生産が期待できないにもかかわらず山林を所有する理由は、一般には先の調査にあったように、いつかは購入時よりは、より高く売却できる「資産」となることを期待しているからであろう。少くとも都市近郊の私有林は、そのような役割しか持ちえなくなっている。

ところで、このように単に資産として所有されている山林には税がかけられているのだろうか。

札幌市の決めた1983年1月以降の、盤溪の土地の課税評価額は1,000㎡につき年額が山林4,580円、原野5,400円、雑種地5,050円、畑6,800円である。この単位で、評価額が15万円以上になると課税対象となる。そうすると山林の場合3.2ha以上、原野という地目であっても2.7ha以上所有していないと課税対象とはならない。しかも、この評価額は盤溪の平均であり、道路から奥に入るともっと低くなる。であるから、1単位100㎡、200㎡というように細分された土地を買った数多くの個人はもちろん、盤溪の大部分の山林所有者は、土地に対する税も払っていないことになる<sup>7)</sup>。樹木を保全せず税も負担しない山林の私的所有は一体、いかなる社会的意味をもつのだろうか。

注1) 我満春吉『盤溪郷土史』。

2) 紺谷友昭「分裂する私有林—札幌市内の例」『北海道自然保護協会会誌』第20号、1981年、63-64ページ。

1984年5月にも盤溪290番地の山林が売りに出されていた。価格は1㎡当たり6,000円から17,000円であった。

3) 1979年の例は、山岳地帯の宅地造成を禁じた法律以降の、いわゆる現状有姿分譲である。1960年代の盤溪ように山林を「造成」して売った場合には、林地価格と販売価格の差はさらに大きかったにちがいない。

4) ここには、北海道であれば札幌、日本であれば東京が価値多しとする、作られた中央集権の意識に対する反映がみられる。注2の土地を売ろうとするチラシには大文字で「札幌中央区内です」とある。

5) このほか盤溪の大面積所有者は川上の20.2ha、北星学園の17.7ha、札幌西高校同窓会の15.2haなどである。後2者は、かつて土地を入手した個人が学校に寄付したのである。

6) 紺谷「分裂する私有林」65-66ページ。

7) 実際、1983年度における盤溪の固定資産税収入は185万円にすぎない。この税額は畑地、雑種地に課せられた分をふくんでおり山林に課せられた分は全体の半分かそれ以下と推定される。

## b. 山そのものの壊滅

盤溪もその中にある札幌南西部山地は火山活動により生成した山山の連なるところである。山山の中核は、日本の火山にいちばん多い岩石である安山岩でできている。この安山岩は道路用材や建設用材にもっとも多く用いられる。

一方、盤溪とそのとなりの福井(札幌市西区)へは1899年に、発寒川支流沿いに木材搬出のための馬車道が開かれ、戦後には砂利道となった。これにより福井の山山は採石に適したものとなり、道路に近い福井の五天山(標高303m)で1953年に一業者が採石を開始、1958年からは二つの業者が加わって同じ山を削ることになった。

1972年には、先述の砂利道が改良され、盤溪を通じて札幌市の西部と東部を結ぶ幹線道路にするための工事が開始された(1979年10月に完成)。こうして盤溪も安山岩の採取に適したところとなった。

もっとも盤溪では、すでにその前から、土地として売れない山を採石場にするのがしばしば試みられた。1958年からは業者が盤溪に隣接する宮の森(札幌市中央区)の札幌神社の土地を買って採石を始めた<sup>1)</sup>。そこは盤溪に通ずる峠の道のすぐ近くで、岩石を爆破する時は人の通行を止めなければならないほどの危険な場所だった。

幹線道路の工事が進むにしたがって、道路に近い地番426の山を採石場にするのが盤溪の土地売買を仲介する人物によって試みられたが、近くで農業を行う田村らによって阻止された。また田村の農地(地番475)の背後にある神社所有の山を採石場にするため田村の土地に道を作ることが地元居住者によって求められたが、これも阻まれた。

結局、盤溪で採石が実行に移されたのは地番267から270までの発寒川支流東岸の山(標高298m)においてである。この近くには農業を営む人もおらず、道路に直結しているので住民は採石を阻止できなかったのだ。

この土地13,155㎡は、すべて1923年、小島の父が購入、1935年4月小島に相続されたが同年8月に大島に売却、1965年7月には大島の子に相続された。このあと地番267の部分は1972年4月に盤溪の近くの札幌市西野・野口が購入、地番268-270の部分は同じ1972年4月に室蘭市のE採石会社が購入し、そこを借りて野口が同年6月から採石を開始した<sup>2)</sup>。こうして1972年6月からは、発寒川支流をはきんで1kmとはなれていない場所で4業者が2つの山を削ることになった。

しかし道路の整備は山を採石場にしたと同時に、都市周辺の丘陵地を宅地にした。市街化区域になった福井の

住宅地と採石場とが接近した。住民は山の爆破の際の振動、それとともに発生する粉じん、ダンプカーが道路に落とす碎石と土ぼこり、一本しかない道路を多数のダンプカーと共用することによる交通事故の危険にさらされることになった。このため1972年10月には福井の町内会と採石業者団体との間で公害防止協定が結ばれ、福井と盤溪の採石場は1980年度を最終目標に他の場所に移転することが決められた。この協定後、北海道庁、札幌市役所などの指導官庁は採石場を集中し、業者が一か所の山で共同して採石し、そこから専用道路でダンプカーを国道に連結することを指導していた。

ところが1977年4月、先述の地番267-270の採石場に隣接した地番275と276の川沿いの岸地で住民の反対や、役所の指導にもかかわらず採石が強行されるにいった。この土地264,392㎡は、かつて琴似村の松本が所有していたが、このうち275番地は1941年から1967年まで福島父子が所有、1967年8月に黒田に移り、1974年4月にS採石工業会社の社長である増田が所有し3年後に採石を始めたのである。地番276は1928年から1955年まで今井一族が所有、競売に付された結果、1959年に中央信用組合が代物弁済により入手、1982年5月にはS採石工業が購入している。

つまり1977年4月からは同じ場所で、5つの業者が3か所の山を同時に削ることになった(写真3)。そして1980年度までには移転するという公害防止協定は守られるどころか、業者間の意志がまとまらない、移転適地が見つからないという理由で1985年度まで延期されることになった。

このほか盤溪では地番264の202,588㎡、地番297の114,839㎡が採石業者によって入手されている。地番264は1972年3月、旭川のN砂利有限会社、地番297は1979年3月に東京のC産業会社が購入している。

盤溪の山林は細分されて非常に多数の人人に売却され続けてゆくだけだった。しかし、その場合、木が切られ盛土されても、その基盤の山だけは保存されていた。しかし、ついには山そのものが消失するにいったのである。土地業者が1972年以前この山山を買わなかったのは、急傾斜にすぎて単なる資産保有を目的とした人人にすら売却は困難だったからであろう。もともと農林業を営まない人人が、こうした山を所有することは意味のないことだった。よほど非合理的な要因が働かないかぎり、こうした山の土地価格上昇を期待することもできないのだった。これらの山山が採石業者の手に渡るのは必然的だった<sup>3)</sup>。

破碎した岩石が土木工事や建業に必要なから採石はや

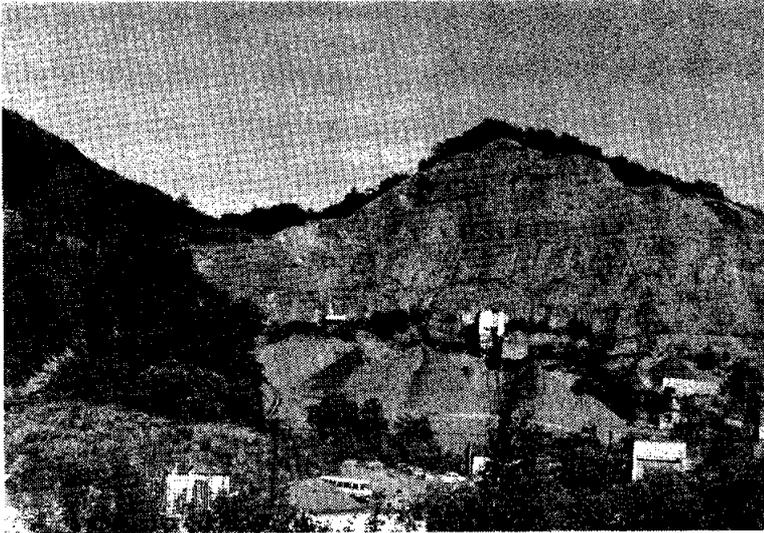


写真3 壊滅した山

むをえないとする意見がある。しかし、これは山山をあちこちで無計画的に消失させる根底的な自然破壊を合理化しない。

なるほど岩石は人間社会に必要であり、現代でもその代替物を有効に生産できないのは事実である。たとえば札幌の場合、1984年1月現在で採石場は20か所あり、山山を散在的に消失させている。その山山は硬質の安山岩から成立しているため非常に長期間にわたる浸食作用に耐え、現在の山岳地帯の中核となっているところである。ここを採掘すれば、浸食作用は急激に促進され、樹木を残さないのはもちろん、土砂が水とともに流出して平野部での人間生活に障害を与えることは明らかである。

札幌の採石場20か所で1983年度認可された採取量は243万 $\text{m}^3$ である。これらの採石場の一つで明治年間から採石の行われている硬石山(札幌市南区)の安山岩埋蔵量は3億5千万 $\text{m}^3$ であると推定されている。そうすると今後144年間、札幌市内全部の安山岩採取を硬石山一か所で行うことができる。

採石場を集中すれば輸送費用がかさむとか、採石してもそのあと緑化すれば被害が少ないとかいう説が官公庁担当者の間にもなされている。なるほど道や札幌市では採石後の緑化を義務づけ、そのための費用を各企業に積み立てさせている。1978年以前には1 $\text{m}^3$ 当たり800円だった碎石価格が1983年には1,500円になっているのは緑化費用が加算されていることにもよる。しかし、この費用は、集約された採石場で採石することによる損失費用を上回るのではないだろうか。集約された採石場が合理的に管理されれば、採石終了後そこを平地ないし貯水池などと

して社会的に有効に使用できる。

あちこちで無計画的に消失させられた山山を復元することなどできるはずがないのである<sup>4)</sup>。

自然破壊を最少限にとどめる合理的な採石ができないのは、生産の無政府性がここでも放置された姿で現れているからであり、それを助けているのは山林の私的所有であるというほかない。

注 1) 三角山と同様に採石が行われたことは、すでにのべた。

2) 野口はこの土地を1981年9月に同人が社長のO採石工業会社に売却する形をとり、さらに1983年4月にはS採石会社に売却した。後者の会社は、本文中の室蘭市のE採石会社が商号、住所を変えたものである。そして現在はO採石がS採石から土地を借りて採石する形になっている。しかしO採石の社長は現在、野口ではなく地番264の所有者であるN砂利会社社長と同一人である。

3) 山を採石によって削りつくしたあとを平地にし、そこを宅地として売ることを夢みて山を採石業者に貸す土地所有者もいる。三角山を貸した人も、新聞によると、そうであった。

4) 札幌市の採石場指導要綱によると、復元の内容は、採石跡地に植樹すること、採石によって新しくできた陵線が他の山の陵線と自然に連続すること、採石跡地とその周囲の樹林地との境界線が不自然にならないようにすること一が主なものである。

### Ⅲ. 知床半島・岩尾別の実例

#### 1. 戦前の開拓

知床半島は、その北方にある千島列島と同じ新生代に海中から隆起し北海道と陸続きになった。このような成り立ちから、知床半島の地形は羅臼岳、硫黄山の火山脈を背骨として急激に海に落ちこむ形になっている。しかし半島の中央部北側は溶岩の流れがゆるやかだったので、標高200mから100mの台地になっている。

調査の対象とする斜里町岩尾別の開拓地約1,000haは、この台地のもっとも広い部分を占める地域の名称である「図3」=。ここの森林帯が一見、平坦にみえたためだろう、斜里平野からの道らしい道はなかったにもかかわらず、すでに1914年には海上から岩尾別に近づき開拓が試みられた。

記録によると、最初に岩尾別の森林に入ったのは7戸であり、1918年には60戸になっていた。しかし岩尾別は、はじめから苦難の地だった。地表のすぐ近くに溶岩があるため井戸が掘れず、川から水を背負って運ばなければならなかった。医者がいないため病人や死人が出る夏は舟で、冬はソリで約30kmの道を斜里市街まで行かなければならなかった。

こんな不便な生活に加え、1919年からバツタが大発生し、すべての農作物は食いつくされてしまった。収穫もなく金も使いはたした人々は、バツタとフキを塩で煮て食べたという。そして1922年までに30戸が、のこりの30戸も1925年までに岩尾別を去った。北海道庁は、バツタ

駆除のため、バツタの卵を土中から掘り出させ、これを1升5円で買い上げていた。岩尾別を去る人々が旅費にしたのは、この金であった。入手した土地は50戸が放棄し、6戸が担保に入れ、4戸が売却した。売払代金は1戸分120円だった<sup>2</sup>。

最初の開拓者たちは、どのようにして岩尾別の土地を手に入れたのだろうか。

北海道の土地に関して、はじめて信用すべき数字の現れた1880年、北海道の官有地は20,303町歩、私有地は23,858町歩にすぎず、あとはすべて官林と称されていた。この官林の面積は1887年6,742,658町歩で、このうちから農業や牧畜の適地として申請のある土地を国有未開地として払い下げていった。この払い下げの方法を決めたのが1897年施行の北海道国有未開地処分法で、開墾に供する土地を1人につき500町歩まで無償で払い下げる、会社や組合にはその倍を払い下げるというものであった。この法律は、地価上昇後の土地転売を目的とした払い下げ申請を続出させ当時から悪評高かった。

1908年改正施行された国有未開地処分法は、この弊害をなくし、自作農を育成することを一つの目的としていた。つまり自ら耕作しようとする者に対しては特別区域を指定し、最高10町歩の未開地を無償で貸し付け、5年以内に耕地の10分の8を開墾した者には無償付与した。1914年に始まった岩尾別の開拓はこの法律によったものであることは明らかであり、その台地が国有未開地に指定されたのは、その年か、その直前にちがいない。

北海道の人口は1912年当時で、現在の3分の1以下、173万人にすぎなかったのに、どうして知床半島のまん中に開拓者が人らなければならなかったのだろうか。

1886年設置された北海道庁は、ただちに農耕適地の選

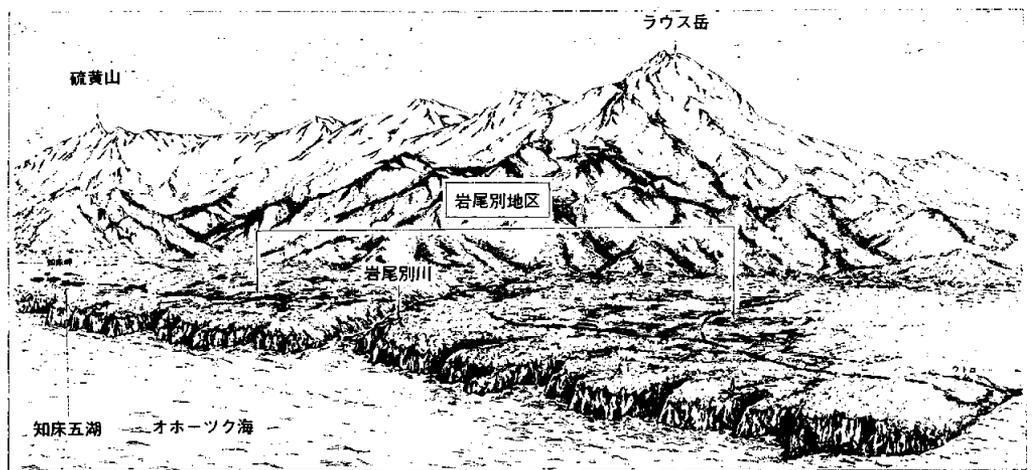


図3 知床半島・岩尾別地形図

定事業をはじめた。そして1887年から3組、1888年からは12組の調査隊を編成して農耕に向く原野の調査を行った。知床半島のある北見、釧路、根室地方の調査は1889年に行われており、現在の斜里町内では斜里原野、止別原野、藻琴原野計8,479haが調べられた。この、北海道国有未開地処分法による土地払い下げは1898年から行われた<sup>3)</sup>。

岩尾別に開拓者が入った1914年には、これらの平野部の払い下げはすでに終わっており、土地の所有権は確立していたにちがいない。このため、交通は不便であっても、平坦に見える岩尾別が、その後の開拓者たちに割り当てられたのである。

1896年、北海道庁が作った「殖民地として選定すべき土地の標準」は①農耕に適する土地②地積50万坪(165ha)以上の土地③傾斜20度以下の土地④海面上200m以下の土地、というものであり、1919年の「殖民地選定心得」は「気候が農耕に適し、傾斜20度以下で、土が地表下5寸(15cm)以上あり、かつ交通便利なところ」というものであった<sup>4)</sup>。

岩尾別に入った農民が1925年にはすべて離散したにもかかわらず、ここを農耕不適地として国有林に編入するような処置はとられなかった。このため1938年には再び農民の入植があった。こんどは北海道東部の訓子府町からの団体入植者だった。1939年には、子供たちのために学校が作られ、児童数は19人だったという<sup>5)</sup>。

- 注 1) 斜里町が行っている「知床100㎡運動」の登録証書から。  
2) 斜里町『斜里町史』1955年、351-356ページ。  
3) 同上書、304-306ページ。  
4) 北海道『北海道山林史』上巻、1953年、211-215ページ。  
5) 『斜里町史』581-582ページ。

## 2. 戦後開拓の開始

太平洋戦争敗戦直前の1945年5月、政府は「北海道疎開者戦力化実施要綱」を作成した。本州都市部の戦災者を北海道に入れ、戦災者の救済を図るとともに、低下していた北海道の農業生産を上昇させるといっているのである<sup>1)</sup>。この計画により1945年7月から8月までに神奈川、愛知、大阪などから9回にわたり1,800戸、8,900人が入植した。8月以降、この計画は戦後開拓事業にひきつがれた。

斜里町にも入植者がやってきた。斜里町史は、戦後開拓のはじまりを苦々しい調子で、次のように書いている。「何十年かかって農村を築き上げた農民さへ、その経営に困難を来しているとき、全くの経験のない然もあらゆる資料が窮乏しているとき、これまでの農業者も又利権あさりの人々さへ手をつけていない土地に、人を移住させるということは無謀極まるものであった。然し北海道

へ行けば蜜と乳の流れる国があるという宣伝は、大豆より配給されていなかった戦災者には夢のような話であった。各地で募集された帰農者達は焼け残った荷物と家族をまとめて、不安と希望とをもって北海道へ特別列車で移送され、泥炭地や火山灰地に入植させられた。この余波は本町にも波及し終戦になった20年の9月13日に横浜の戦災者15戸82名が乗り込んで来た。次いで10月18日に大阪市の43人320名が斜里駅に着いた<sup>2)</sup>。

斜里町における開拓計画は次の三つであった。

- ①平野部のツール沼周辺の草地を干拓して地元農家二、三男の入植者を確保する。
- ②斜里岳ふもとの国有林、民有林を開放して地元農家二、三男を入れる。
- ③町外からの入植者には、知床半島岩尾別の原野を割り当て開拓にふたたび挑戦させる。

岩尾別の開拓は、国の補助を受けて行う計画となり、1949年に建設が開始された。開拓予定面積は1,106町歩。ここに敗戦前後に入った農家をふくめ1954年度までに合計100戸を入れる。これらの入植者の生活と農耕のため、水道9.1km、農道5.9km、ウトロ漁港と岩尾別を結ぶ開拓道路9.7kmを1954年度まで完成させるというのである<sup>3)</sup>。

注 1) 太平洋戦争に突入してから北海道の農村地帯から応募者が多く出て労働力不足となり、田畑でありながら作付けのできない耕地が1944年で16万haに達したという。この計画の提案者である代議士黒沢西蔵は、その不作付地に都市部の戦災者を援農というかたちで導入したいと考えていたようである。こうした地元有力議員の働きかけに、戦災者の処置に頭を痛めていた政府がとびつき、既存農家の援農という方針を、いつの間にか新規入植という方針に切りかえ実施したのであった。野添憲治『開拓農民の記録』日本放送出版協会、1976年、107ページ。

- 2) 『斜里町史』371-372ページ。
- 3) 同上書、926-927ページ。

## 3. 岩尾別の開拓

開拓のための土地取得は、1946年からは自作創設特別措置法、1952年からは農地法によって行われた。いずれの法律によっても、開拓地が民有地であれば国がそれを買収して開拓者に売り渡す、国有地であれば農林省に所管がえして売り渡すのである。岩尾別は、かつては内務省所管の国有未開地であった。政府から土地売り渡し書が交付された時点で、土地の所有権はその農民のものとなる。

開拓農民への土地売り渡しは各市町村農業委員会が、政府の代行者である都道府県に進達することになってお

り、岩尾別の進達書も現在、北海道庁農地開発部に保管されている。土地の売り渡しをうけない開拓者や、はじめから小作である開拓者はありえない。そこで、これから、この売り渡しの記録によって開拓農民の土地所有の起源と移動をみることにしよう。

表3にまとめたように、岩尾別の最初の土地売り渡しは1952年3月1日に行われた。書類には「1950年度において全地計画変更。本年、再分割し今回売渡す」とあり、1952年以前の入植者についても、この年あらためて配分が行われたことを示している。

開拓地として編入された総面積は1,063haである。このうち27戸に対し計178.36haが売り渡された。売られた土地の地目は、大部分が「原野(畑)」とあり、内藤、星野、坂本、高野、浅野、高田、宮崎、市川、秋山については「畑」をふくんでいる。法律では、売り渡し後5年で検査して、その土地が農耕されていれば土地の売買権がその農民のものになる。「畑」をふくんでいる9人は検査までの年数が1年ないし3年であるから、おそらく1952年以前から自分のものとみなしていた畑を耕していたのだろう。この畑以外の地目がすべての原野であるのは1914年以前の入植者が森林を伐採した跡の土地だからにちがいない。

1戸当たりの売り渡し面積は5.5haから7.6haである。売り渡し価格は、たとえば内藤では畑5.5haについて1,417円14銭、原野1.7haについて111円20銭である。原野だけ6.0haを買った吉川<sup>1)</sup>の対価は329円56銭、1,000㎡当たりになると5円40銭であった。

1952年には、以上の27戸のほか斜里町に対し303haが売り渡された。この土地は、開拓民共同利用の薪炭備林、放牧地、土砂防止林、防風林にするものであった。

1952年のあと、開拓者に対する土地の売り渡しは、1954年11月に12戸に対し83.01ha、1955年11月に10戸に対し68.55ha、1956年10月に2戸に対し14.84ha、それぞれ行われている。結局、岩尾別には4回にわたり51戸が入植し、売り渡しをうけた土地の合計は344.76haだったことになる。

当初の計画では1954年度までに100戸を入れ、町有地をのぞく、すべての土地を開拓するというのだった。しかし実際には1956年度までに51戸しか入植せず、売り渡し予定地も300ha以上のこっていたことになる。

この51戸が岩尾別で一斉に農耕していたことがあったろうか。

1963年10月には、すでに入植している農民に対して増地、つまり土地の追加売り渡しが行われている。表3にみるように、この時、増地を受けたのは27戸であり、合計面積は130.61haである。地目は、小泉の農地1か所を

のぞいてはすべて原野で、用途は農地と採草放牧地である。売り渡し価格は、たとえば山内では、採草放牧地のための原野2.2ha、農地のための原野3.7haで33,932円50銭だった。

のこの24戸はなぜ増地しなかったのか。

入植当時の様子を現存の開拓者からきいてみよう。

1910年代と同じように、はじめは水もなく農家の妻は午前2時に起きて沼から水をくんでこなければならなかった。商店のあるウト口漁港まで行くのに崖の道を2時間半から3時間かけて歩かなければならなかった。農地は掘るほどに石が出て、収穫物は自分たちで食べるのにやっとだった。開拓者が手にする金は、開拓補助金と冬の間の土木作業によるものだった。故郷に帰りたいくても帰る先がなく、旅費もないのが実情だった(飯田、田島氏による)。

24戸のおそらく全部は1963年までに離農したのである。土地の売り渡し価格が当時としても非常に安いのに、これを購入しないで、不毛とわかった土地を耕やし続けている農民はいないだろう。1952年以前からの農家には世帯主の高齢化や死亡による問題も生じただろう。進達書には、原野5.5haを申請した内藤(女)の部分に十字線が引かれ「支庁より事務連絡により除外」とある。

雑こく、野菜栽培地の拡大が断念された岩尾別では、肉牛の飼育が奨励されることになった<sup>2)</sup>。増地者のうち24戸が採草放牧地として増地を受けているのはそのためである。

2回目の増地は1968年10月に行われた。この時、増地をうけたのは表3にみるように1963年の増地者27戸のうち8戸であり、増地合計面積は88.37haである。増地された地目は、すべて山林となっている。用途は農地と採草地である。すでに手が入られた農地は農耕不適であることが判明したため、新規に山林が開拓されることになったのだろう。土地の購入価格は、たとえば荒井では10.2haに対し44,982円52銭である。

この時の売り渡し書には、離農した開拓者の土地を国が買いもどし、それを再度売り渡したことが記されている。

荒井が増地を受けた土地は関11の土地を1963年11月に買いもどしたものであり、田口が増地を受けた土地2区画のうち1区画は岡村の土地を1965年3月に買いもどしたのであった。また松井が1952年に売り渡しをうけた土地は1960年2月に買いもどされ、そのうち2.8haは田島に、8.5haは大沢に再度売り渡されている。同様に、杉本、古川、高野、柴田、平井の土地が買いもどされ再配分された。

表3 岩尾別開拓農民の土地所有

① 1952年の売渡者	② 1963年の増地者	③ 1968年の増地者	④ 1970年の増地者
市川	53,708㎡		
秋山	73,923㎡		
平野	63,636㎡	→ 平野 39,752㎡	
藤田	70,155㎡		
酒井	70,155㎡	→ 酒井 40,985㎡	
村田	63,884㎡	→ 村田 38,006㎡	
坂本	67,659㎡	→ 坂本 29,917㎡	
星野	63,057㎡	→ 星野 27,190㎡	→ 星野 119,200㎡
菊地	60,743㎡	→ 菊地 78,512㎡	
高野	69,748㎡		
岩崎	64,793㎡		
土屋	65,490㎡	→ 土屋 52,314㎡	
飯田	63,398㎡	→ 飯田 31,652㎡	→ 飯田 194,750㎡
宮崎	66,147㎡		
高田	64,022㎡		
浅野	63,470㎡		
安田	67,768㎡		
小池	68,842㎡		
柴田	60,631㎡		
吉川	60,750㎡	→ 吉川(女)50,661㎡	
宮田	76,471㎡		
小松	76,796㎡	→ 小松 33,057㎡	
内藤	72,786㎡		
山中	71,973㎡	→ 山中 38,429㎡	
大沢	55,990㎡	→ 大沢 58,264㎡	→ 大沢 85,535㎡
水野	72,175㎡	→ 水野 44,502㎡	
松井	55,438㎡		
1954年の売渡者			
山内	71,622㎡	→ 山内 60,743㎡	
杉山	67,107㎡		
小泉	73,222㎡	→ 小泉 60,826㎡	→ 小泉 106,280㎡
木下	67,438㎡		
栗原	71,669㎡		
沢田	80,107㎡	→ 沢田 39,256㎡	
三宅	65,877㎡	→ 三宅 68,181㎡	
田島	74,330㎡	→ 田島 43,388㎡	→ 田島 83,717㎡ → 田島 123,387㎡
荒井	64,158㎡	→ 荒井 62,479㎡	→ 荒井 102,022㎡
田口	64,000㎡	→ 田口 76,363㎡	→ 田口 73,139㎡
大橋	65,600㎡	→ 大橋 72,892㎡	
早川	65,041㎡	→ 早川 34,876㎡	
1955年の売渡者			
豊田	69,748㎡	→ 豊田 58,644㎡	→ 豊田 119,100㎡
久保田	64,779㎡		
古川	65,454㎡		
本田	69,084㎡	→ 本田 21,322㎡	
杉本	58,955㎡		
岩田	65,550㎡	→ 岩田 48,760㎡	
松下	82,932㎡	→ 松下 48,181㎡	
河野	73,758㎡	→ 河野 47,024㎡	
宮沢	66,033㎡		
平井	69,255㎡		
1956年の売渡者			
岡村	70,820㎡		
関口	77,620㎡		
計51戸	3,447,767㎡	計27戸 1,306,176㎡	計8戸 883,743㎡ 計1戸 123,387㎡

最後の増地は1970年10月に行われた。この時増地をうけたのは田島1戸であった。その増地面積は12.33haであり、対価は45,486円60銭である。買いうけた土地4区画のうち1区画は、久保田が1955年に売り渡しをうけたものだった。

土地売り渡しの経過をまとめると次のようになる。1956年までに岩尾別に入植したのは51戸だった。このうち農業を続け1963年に増地したのは27戸であり、1968年にはそれが8戸になり、1970年には1戸になった。この開拓地の滅亡はこれほど急激で、すさまじいものだった。

注1) 1963年まで使われていた土地台帳には、岩尾別の開拓者の所有権の登記はほとんどない。ただ、この吉川については台帳に「イワウベツ原野101番。内務省保存。大正13年(1924)12月22日、吉川」という記載がある。この人は父の代から木こりをしていたという。戦後には土地の売り渡しをうけ農業をはじめたのだろう。また、菊地という人は1938年、訓子府町から岩尾別に団体入植した人々の団体長である(『斜里町史』582ページ)。1952年の土地購入者は、このような人々と、道外からの入植者とから成り立っていた。

2) 斜里町『知床で夢を』1982年、37ページ。

#### 4. 開拓地の分裂

岩尾別で牧畜を試みるべく27戸が増地した翌年の1964年、知床半島一帯が国立公園に指定された。岩尾別は国立公園にとりかこまれた、わずかの私有地となった。このころ日本全土で異常な土地ブームが起こっていた。岩尾別にも土地業者が買いつけに訪れた。現在、斜里町に住む開拓者のすべては土地業者の働きかけがあったと話している。

農民の土地売却による乱開発をおそれた斜里町は土地を業者に売らないように指導した。

一方、斜里町は1966年、岩尾別にいた24戸<sup>1)</sup>のために斜里市街に住宅団地を作り、春から秋までは開拓地で働き、冬は市街地に住むことにさせた。

冬季間の市街地移住と、それになによりも岩尾別の土地を売れるようになったことは土地代金を資金としての離農を促進した。農地法では、農地を売る場合は都道府県の許可をえなければならない。しかし開拓の進まなかった岩尾別の土地の大部分は原野、山林であり農地法の規制をうけずに売ることができた。

このようにして1966年に24戸だった農民は次々と離農し、1970年には田島、荒井、大沢、飯田の4戸になり、1975年には半飼いをしながら最後まで残っていた田島夫妻も岩尾別を去った。1914年から何度も試みられた不毛の地の開拓は終わった。

離農後、斜里町のすすめで土地を売らずにいた人々は町に開拓跡地の買い上げを強く要望するにいたった。斜里町は国に対し、国立公園内の土地であり、しかも国が売り渡した土地であるから国が買い上げるべきだと再三、要請した。しかし環境庁は、岩尾別は国立公園内の第3種特別地域なので買い上げの対象にならないとして拒否した。

この難問に直面した斜里町は1977年、イギリスのナショナル・トラスト運動に学んで全国民の寄金による土地買いとり運動を開始、1978年から開拓跡地の買いとりをはじめた。

1978年2月、土地買いとり運動の第1段階として町に、その土地の全部または一部を売却したのは飯田、木下、本田、酒井、坂本、田口、大橋、田島の8人であり、土地面積合計は119.7haである。

表3にみるように、この8人のうちの田島、田口、飯田の3人は1963年および1968年の増地者である。また酒井、大橋、坂本、本田の4人は1963年の増地者の中にみいだす。あとの1人、木下は1954年の増地者の中にみいだす。木下は1954年の売り渡し以降、その土地を売却しないで保有していたのだろう。

この8人以外の土地はどうなったのか。土地登記簿によると、1963年の増地者のうち、1984年現在で土地を保有しているのは小泉、菊地(菊地の子が相続)、大沢、水野の4人である。そうすると1963年の増地者27人のうち、1978年に町に売却した7人(木下をのぞく)と、現在保有する4人の計11人が、これまで土地を売らずにおり、他の16人は町以外の者に土地を売ってしまったことになる<sup>2)</sup>。

この16人の土地の移動を土地登記簿によつてたどると①開拓農が斜里町内の個人に売り、その個人が町に土地を売るか1984年現在その土地を保有している。国が買いもどして町に売ったのもこれにふくめる②開拓農が土地業者に売り、土地業者がその土地を分割しないで町外、多くは本州の個人に売却した③開拓農が土地業者に売り、土地業者がその土地を分割して多数者に販売した一の大まかな3類型がみいだされる。

類型①は次のようなものである。

たとえば60,740m<sup>2</sup>を所有していた山内は1970年11月に、斜里町で農業をいとなむ小田に売却し、小田は1981年4月に、その土地を斜里町に売った<sup>3)</sup>。これと同じ事態が村田、荒井、早川、松下、吉川(女)、豊田の土地の全部または一部についてみられる。

買い手が国であるものもある。土屋の土地52,312m<sup>2</sup>は1966年5月に農林省が買収している。農地法第72条の規定により、農地として使用されていなかったために買い

もどしたのである。そして1980年4月に斜里町に売られている。星野の土地の大部分もこれと同じである。

類型②の、その土地が土地業者を通じて本州の個人に売られた開拓農は次の2人である。

87,851㎡を所有していた山中は1973年3月17日に釧路の有限会社S地建に、その土地を売却した。S地建は3月30日に、それを東京の岡に売っている。隣接の三宅の土地66,363㎡も全く同じ経路をたどっている。

類型①と②を混合したような形態もある。

岩田の土地48,756㎡は1969年3月に斜里町の永井に売られた。永井はこれを1974年10月に東京の樋口に売った。樋口はこの土地を14区画に分け、1984年現在このうち9区画を樋口(女)、5区画を福島に4人に移転している。

類型③の、開拓農から土地業者に売られ、土地業者が細分割して売ったのは河野と平野の土地である。

河野は365番地42,719㎡、380番地47,021㎡を所有していた。365番地の土地は図4のように分裂した。

河野は、まずこの土地の一部4,935㎡(365-3)を1970年8月に斜里町に売却し、ついで3,479㎡(365-5)を1973年3月に斜里町内の小沢に売却した。農地とみとめられる土地は、農業を営む者以外には売却できないため、このようにしたのだろう。そして、のこりの、地目が原野や山林とみなされる土地は1973年4月に札幌のH地所株式会社に売った。H地所は、同年7月にこれを札幌のT株式会社に売った。さらにTは8月から9月にかけて東京のS総業株式会社に売却した。S総業は、この土地を10分割して9区画を同年8月から10月にかけて福島県内の8人に販売した。のこる1区画は翌年の10月、埼玉県人に売った。

しかし365-2については、販売後に農地であるとみなされたのだろう、その所有者から農林省が買いもどし、1980年2月に北海道と斜里町に譲与している。

河野の、農地をふくまないとみられる380番地については事情はもっと単純である。365番地と同じく、この土地47,021㎡は1973年4月にH地所に売られ、同年7月にH地所から会社Tに売られ、1974年1月から3月に12区画がTから直接、福島県人に売られている。380-1と-5の2区画は、TからS総業に売られ、S総業から埼玉と福島の人に売られている。

結局、河野1人が所有していた土地は、土地業者を通じて365番地では8人に、380番地では10人に分割所有されたことになる。365番地の購入者、村山と吉沢は380番地の一部も購入しているから実質は16人の所有となった

平野の土地だった397番地103,131㎡は、彼が1952年と1963年に売り渡しをうけたものであり1965年4月に保存

登記している。この土地のうち397-2と-33の39,751㎡は彼の離農後、農地とみなされて1967年10月に農林省が買いもどした。のこる土地は北海道東部の中標津町のK興産株式会社が1973年12月1日に購入し、34分割されて同月10日に東京、神奈川の個人に販売した。ただし、ここでは東京の上原が31区画を購入している。上原は、この購入地のうち397-31の所有権を1974年11月に他の3人に、397-32を他の1人に移転しているため1984年現在の所有者は7人になる。

土地登記簿をみるかぎり、土地を直接に土地業者に売った開拓農民は河野、平野、山中、三宅の4人であり、1963年に27戸あったとみられる農家数からすると予想外に少ない。これはうたがいがなく、斜里町が農民に対し、土地業者に土地を売らないように指導したためであろう。札幌・盤溪の神社小作地におけるように、ほとんどすべての農民が土地を売り、それが細分割されてしまったら斜里町の土地買とり運動は不可能になっていただろう。

岩尾別の土地は、いくらで売買されたのだろうか。1963年、国から農民に売り渡しのあった時の合計面積は1,306,176㎡で、売り渡し価格合計は729,658円であるから1,000㎡当たりになると558円で売られた。

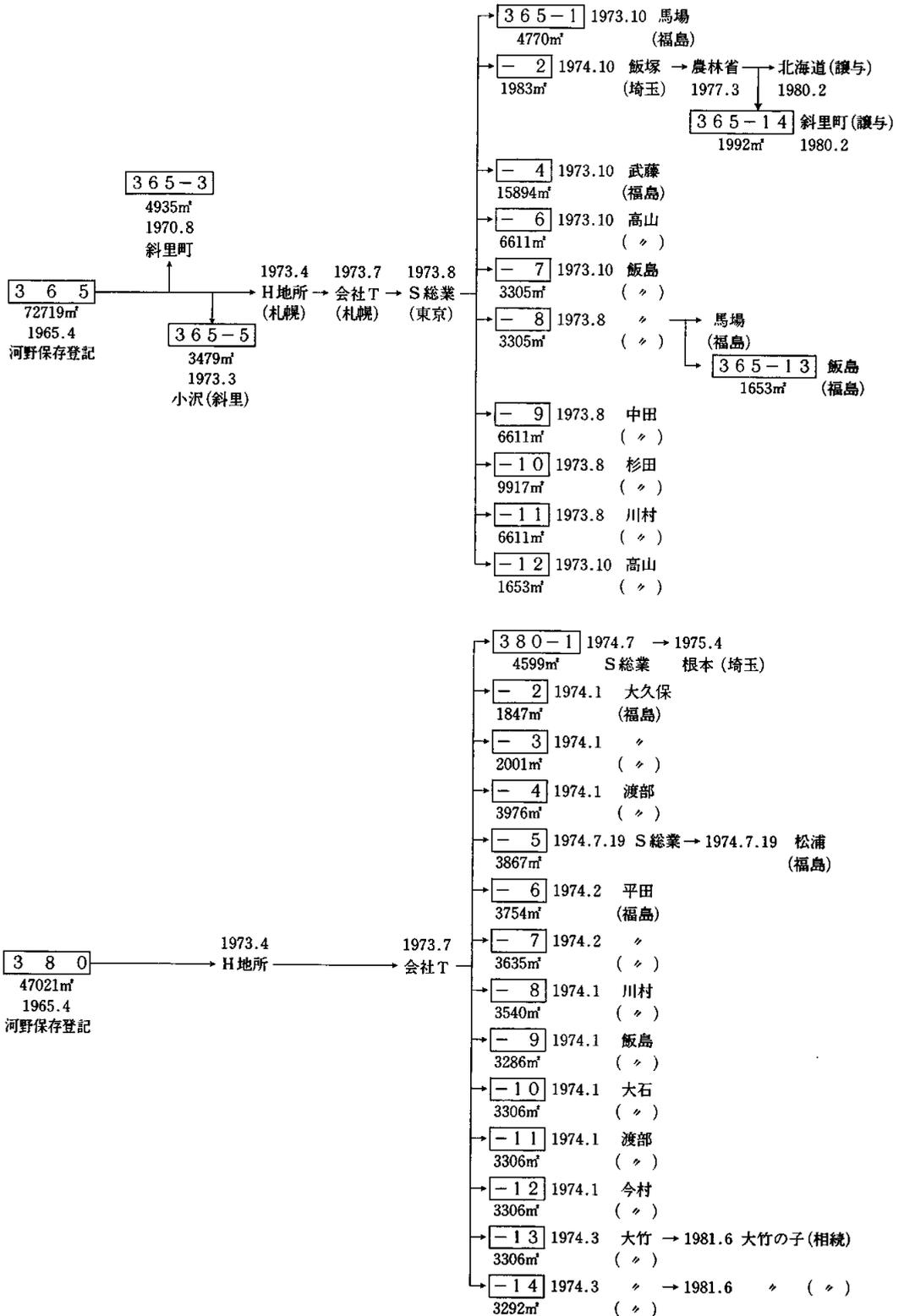
1968年、増地があった時の合計面積は883,743㎡で、売り渡し価格は389,651円であるから1,000㎡当たり440円だった。1963年にくらべ1968年の売り渡し価格が、かえって低くなっているのは、1963年の売り渡し地目の大部分が原野であるのに対し、1968年の地目の全部が山林であることによる。

土地を売らずにいた農民たちは、土地業者から1,000㎡当たり1万円から2万円円で売るように話がいったと話している。当時、斜里町の助役をしていた高橋春雄は、業者に土地を売った人は「1,000㎡当たり3,000円から5,000円で売ったと話していた」と語っている。実際に売った価格が後者とするとも1968年の増地価格の6倍から11倍になる。

一方、細分割された土地を1972年から1973年にかけて土地業者から買った人は、1,000㎡当たり7万円から8万円だったと斜里町に言明している。そうなると、土地が業者から業者の手に渡り、最後の業者が土地を細分割して売ることによって土地価格は16倍から23倍になったことになる。1968年、国が農民に売り渡した時にくらべると土地価格は159倍から181倍になった。

斜里町が、岩尾別の最終所有者から土地を買い上げている価格は1981年—1984年で、立木代をのぞき1,000㎡当たり22,000円から25,000円である。これは周辺の地価および類似土地の地価から算出された<sup>4)</sup>。

図4 河野の土地の分裂



この買い上げ価格に対し、業者から土地を1,000㎡当たり7—8万円で購入したという所有者たちは、その購入価格に購入時からの銀行利子率に相当する利率を加えた額でなければ損失を生じるので応じられない、と回答している。これは、いうまでもなく土地買とり運動の最大の障害となっている。

岩尾別を開拓地にしたのは意味のあることだったろうか。開拓のための農道、水道、開拓道路建設事業には1950—1954年の価格にして6,262万円が投じられた。国営で、石き除去事業が行われ、ジャガイモをでん粉にするための工場が作られた。国と道の補助で、防寒ブロック建て住宅を作ることになり、そのためのブロックは海辺から人の背で3個ずつ運ばれた。

しかし1975年を最後にすべての農民は去っていった。あとには木を切り倒した荒野と廃屋だけがのこった(写真4)。1965年前後以降、土地を売った農民は、多少の金を手に入れたものの、それは斜里平野で牛飼いを続けるための土地購入にあてられたり、別の町で別の仕事をするための準備にあてられた。岩尾別で利益を得たのは土地業者だけだった。

いま斜里町は、全国民の協力で土地を買い、そこに木を植えようとしている。火山地帯の知床の土は強い酸性で植物の生育には向かない。酸性に強いわずかな植物が根づき、それが新しい土を作って森林ができるまでには他の地域の何倍もの時間がかかっただろう<sup>5</sup>。岩尾別が開拓地にならなければ、農民が苦勞して森林を切り倒すことはなく、いまになって一自治体が土地を買い、そこに木を植える必要もおこらなかった。これは大きな無駄で

あった。

敗戦直後、職もなく食うに事欠いた人人をなんとか自活させるためには岩尾別のようなところに開拓者を入れるしか方法がなかった、という説がある。しかし、社会的にここに投じられた労働と費用をもってすれば、このわずかの人人を別の生産の場で自活させることができたのではないだろうか。

- 注 1) したがって1963年、増地をうけた27戸が1966年には24戸になっていたことになる。
- 2) これから先の土地所有の移動は、すべて土地登記簿によってみていこう。土地台帳にかわって1963年から使用されはじめた土地登記簿には、岩尾別で1963年に増地した27戸のすべてが土地の保存登記をしている。1963年に増地しなかった24戸のうち保存登記しているのは木下1人だけである。これは23戸のすべてが1963年までに土地を放棄、法的には政府に土地を売りもどして離農したことをうらづける。
- 3) 土地売り渡し書によると、山内が1954年に売り渡しを受けたのは岩尾別520、521番地の71,622㎡であり、1963年に増地を受けたのは542、543-2番地の60,743㎡である。しかし1967年に保存登記したのは542、543番地の60,740㎡である。土地登記簿には520—522番地は消失している。ということは、山内は1954年の土地は所有せず、1963年の土地だけを所有していたことを示す。このことは他の農民についても多くみられる。1963年の増地は、それまでの離農地を再編成した新規の土地売り渡しに近いものだったと推定される。
- 4) 斜里町は、たとえば1981年3月、岩尾別456番地ほか7筆22.7haを所有していた小田からは1,000㎡につき22,000円で計算した土地代4,945,182円に、立本代



写真4 離農後、荒廃した岩尾別

- 2,017,320円を加えた696万3,000円で買いとった。  
5) 『知床で夢を』12ページ。

## 5. 戦後開拓と森林の荒廃

太平洋戦争後、開拓地にするため国により取得された土地は1945年から1971年までに全国で151万9千町歩、そこに入植した人は20万2千戸にのぼる<sup>1)</sup>。しかし入植者の多くは農地を去り、その跡は荒廃した。全国の大部分の開拓地跡が岩尾別とちがうのは、自治体による土地の買とりや植林が行われていないことだけである。

このことを北海道に限定して眺めてみよう。北海道に入植した開拓者は1945年から1969年までに45,365戸であり、開拓地として取得されたのは746,379haである。このうち民有地は309,229ha、国有地は437,150haである<sup>2)</sup>。民有地、国有地ともその大部分は森林であった<sup>3)</sup>。

開拓の当初は国有林と国有未開地が主に農民に売り渡され、そのあと民有地が買いとられ売り渡された。

1948年度に開拓地に移管された国有林は92,686haであり、これは同年度開拓用地となった国有地の80%である。

この国有林は農地として有効に利用されただろうか。道内の営林局は1975年、開拓用地となった国有林の、その後の利用状況を調べたことがある。それによると1945年以後、開拓地にされた国有林133,804haのうち1974年度現在、農用地とされているもの39.6%、林業地19.4%、公共用地2.2%、住宅および商業用地0.1%、放置その他15.7%、農林省保留5.2%、林野庁返還地17.8%であった。

農用地の内訳は入植者所有地32.6%、転売および農林省処分地7.0%であり、林業地の内訳は入植者所有地12.3%、転売および農林省処分地7.1%である。つまり入植者の手もとにあって当初の目的にふさわしく利用されていると思われるのは全体の32.6%にすぎない。国有林の大半は入植者によって農地以外のものとして売却されてしまったのである<sup>4)</sup>。1975年以降進行した離農は、この事態をさらに拡大したにちがいない。

岩尾別のような国有未開地は戦前、内務省所管であり、申請のあり次第、北海道国有未開地処分法により払い下げられてきた。戦後には開拓用地とされ、1947年度には開拓地に移管された国有地の70%を占めた。しかし国有未開地のうち農業の適地は1945年のはるか以前に、すべて払い下げられて私有となっていたのであり、のこっていたのは岩尾別のように一度、開拓が試みられて放棄された交通不便の山奥にある火山灰地、沼沢地ばかりであった。

1952年に開拓不要地の制度が設けられ、農耕に向かな

いと認められた土地はもとの所有者に返された。また、開拓者に売り渡されたものの離農により買ひもどした土地は国有地、民有地とも競争入札または随意契約で売り払われた。このような返還または売却された開拓不要地は1970年度末で171,397haであり、このうちかつての国有未開地が53%をしめる<sup>5)</sup>。戦前に売れのこった国有未開地を開拓地にすることが、いかに不適合、無責任だったかを、これは示している。

民有地についても事情は似ていた。民有の未墾地を開拓地にするの異議申し立てが所有者から1952年末まで3,013件出されている。そのうち28%が「農耕不適地」、21%が「山林として利用する方が開拓するより有利」というものであった<sup>6)</sup>。

開拓が、その後の森林経営におよぼした根底的な影響は小規模な森林所有者を増大させたことだった。

先述したように、国有林および、防風林などをふくむ道有林が開拓用地に転換され、大会社有林、大個人有林が農地解放の対象となり農家所有林となった<sup>7)</sup>。この農家所有林は岩尾別でみたように、離農によって大部分は細分割して売却された。

1981年末現在の道内の私有林所有者は個人で140,096人にのぼる。このうち農家、育林業、林産業の者は53%であり、のこりは商業サービス業、漁業など林業を目的としない者のものである。また規模別所有状況を見ると、5ha未満の所有者が全体の32%をしめる<sup>8)</sup>。しかも、この数字は1,000㎡以上の森林所有者を数えているだけで、それ以下の、札幌・盤渓でみたような100㎡単位の土地を森林地帯にもつ個人は数えていない。

このような森林の零細所有は林業を根底から困難にする。また、それによって環境と国土の保全を困難にする。合理的・計画的とはいえない戦後開拓による土地私有は、この森林の荒廃の大きな促進者になったのだった。

注 1) 全国開拓農協連合会『戦後開拓史』1967年、702-704ページ。

2) 北海道『北海道戦後開拓史』・資料編』1973年、48-49ページ。

3) 北海道は1954年度末までの開拓用地72万2千町歩のうち、林業用地は国有地約30万6千町歩(国有林12万3千町歩、国有未開地9万9千町歩、旧軍用地8万4千町歩)、民有地約18万2千町歩(道有林2万2千町歩、私有林16万町歩)と推定している。この国、民有地の林業用地の合計約49万町歩は、1950年の北海森林面積の9%である。北海道山林史戦後編編集者会議『北海道山林史戦後編』北海道林業会館、1983年、131ページ。

4) 『北海道山林史戦後編』132ページ

5) 『北海道戦後開拓史』122-125ページ。

- 6) 『戦後開拓史』135ページ。
- 7) 『北海道山林史戦後編』132ページ。
- 8) 北海道『1982年度版・土地利用白書』1983年、127-128ページ。なお私有林を所有する事業体は5,686で、このうち会社が63%をしめる。

## IV. 森林のあるべき保全形態

### 1. 私有林経営の本質的困難

これまでみてきた私有林の荒廃は盤溪、岩尾別だけのことだろうか。

北海道農業会議は、北海道内の市町村に対し農外資本(農林業以外の企業の意味)による土地買い占めの調査を行ったことがある。調査期間は1967年6月から1973年9月末までの3次にわけ、各市町村農業委員会の見聞を質問紙法によってきくというものであり、その報告率は67%という制限あるものである。しかし、この回答によっても買い占められた土地は124,000haにのぼる。「進出方法の特徴について」という記入欄には29町村が答えており、たとえば次のように書いている。

「山林、原野等非農地を主体に買い占めている」(深川市)、「恵庭の業者が地元の酪農家を介して主に山林を買い占め契約を行ない、これをもって本州の業者に売り込みをしたようで法務局の登記簿の地目が山林であるため自由に所有権が移転されている。ただし仲介業者の名前は表面上でない」(三笠市)、「日本列島改造論によって、本州方面の土地ブローカーに山林、原野が買い占められ、おもに駒ヶ岳、大沼の自然を背景にした別荘地として本州方面の人に転売されている」(森町)、「地元森林組合を経由して購入している」(置戸町)、「経済の苦しい農家のために一般売買価格より高価で契約するのなら結局あなたのためになるはずだといって手付金一割の額を渡す」(浜頓別町)<sup>2)</sup>

この回答からうかがえることは盤溪や岩尾別と同じことが北海道全域で起ったということである。つまり、農家にとって利益をうまず、しかも農地法による売買規制のない山林、原野が大規模に売却された。戦後の農地解放、開拓によってもたらされた農家による森林の零細所有は、この売却の一つの大きな基盤となった。

これらの山林、原野を購入した農外資本の目的は、調査回答によると、住宅・別荘12.3%、林業9.5%、ゴルフ場8.5%、工場4.6%、レジャー観光4.6%、牧場等農業的利用3.2%、学校0.7%(その他、不明、無記入56.7%)で

あり大部分は農林業以外のものに転化された。

これらの土地を購入した業者の多くは盤溪、岩尾別と同じように土地を細分割して再販売した。

たとえば洞爺湖をとりまく洞爺村、虻田町、豊浦町、壮瞥町では1967年—71年の4年間に、この地域の約28%にあたる6,740haの森林が売却され、虻田町の森林組合は解散せざるをえなくなった<sup>3)</sup>。ここでの細分割は1地番が949個に分割された(洞爺村)というほど激しいものであり、不在者所有の遊休森林は総面積の50%と推定され、ほとんどは樹木が伐採されて裸山となった。これによって自然環境が破壊され林業生産力が消失するのはもちろんのこと、地元町村では所有者の増加にともなって山林資産税が減る(当時の課税評価額は8万円で、賦課に必要な山林面積は12ha以上)一方で、台帳事務が増えるなど災難ばかりを受けている<sup>3)</sup>。

農外資本の土地買い占めは北海道にかぎられたことではない。1973年、全国農業会議所が19の道県について調査したところによると、買い占められた土地は23万haで、このうち7万2,000haが林野だった。また九州の例をみると、1967年から73年までの間に、九州全域で増加した法人所有の土地面積は約3万ha、うち1万1,000haが山林、6,000haが原野だった<sup>4)</sup>。

この全日本的な森林の買い占めは、たしかに1960年代後半から1970年代前半にかけて「高度成長過程で生み出された高蓄積、高利潤が、60年代末に至って生じた技術革新の頭打ち、公害問題等による追加投資の阻害要因から外部に投資されることなく留保され、土地投機となって現われ、資本が土地を買いあさり、買い占めた現象」<sup>5)</sup>であろう。

しかし、この森林の売却は林業経営がなりたたないものであるかぎり続くのではないだろうか。比較的に長期間、諸個人に所有されていた札幌・盤溪の森林を思い出そう。そこが土地業者に売られはじめたのは、すでに1960年からであった。しかし小規模には戦前から現在まで1個人から1個人、あるいは1個人から諸個人へとたえず売られている。

個人が売らない場合でも、その個人が死亡すると戦前では多くの場合長男1人に、戦後は複数の子供に相続される。そのことによって私有林はますます小さなものになっていく<sup>6)</sup>。

九州に飛んで、その実例をみよう。わずかな森林しか残されていないため所有者に町費を払って森林を保護するグリーン・バンク制度を設けた長崎県香焼町では1981年度現在、27.4haの山林を174人が所有している。そのうち面積1,000㎡以下の所有者が62%を占め、1ha以上の所

有者は3%, 6人にすぎない<sup>7)</sup>。この「山林の所有構造の細分化は、原則的には、戦後の農地解放の時点ですでに決定されていた」<sup>8)</sup>。

かりに森林が分割相続されず、長男かだれかが他の相続人に代償を支払って一括相続して森林経営を行うと仮定しよう。その場合でも植林した樹木が収益を生み出すのは温帯地域で30年から60年後、多くは相続者が死亡したあとである。日本でも西ヨーロッパでも、森林経営はその所有者が他に収入源をもっているばあいのみ実行できるものになっており、その所有者にとってはいつでも切り離すことのできる部門にすぎない<sup>9)</sup>。

現代において、このような私有林に環境保全の役割を期待するのは本質的に無理だといわなければならない<sup>10)</sup>。

日本の土地投機による森林売却は、この本質的な傾向を一時的に拡大した現象にすぎなかったのである。

注 1) 北海道農業会議「土地利用と農外資本の土地取得状況に関する第3次調査結果」1973年、9-15ページ。

2) 梶本孝博「北海道における農外資本の土地集積実態」『林業経済』1974年6月号、4ページ。

3) 小笠原熊吉「洞爺湖周辺における林地流動化の動向」北海道造林振興協会『林』1972年5月号、9-11ページ。

4) 赤羽武「自然保護と林業」林業構造研究会編『日本経済と林業・山村問題』(前出)、428-429ページ。

5) 同上書、428ページ。

6) このことはドイツ連邦共和国でも同じである。「過去100年間の原野造林は一括相続の地域では広く実行されたが自由分割相続の地域では少なかった」。ハーゼル(中村訳)『林業と環境』日本林業技術協会、1979年(原著1971年)、275ページ。

7) 香焼町緑地保全委員会の資料。

8) 上述委員会の岩本优委員長から筆者への1984年2月16日付け手紙。

9) 札幌国税局は1984年9月20日、次の土地5点の公売広告を出した。①札幌市南区真駒内326番地263、原野493㎡(見積価格365,600円)②小樽市朝里川温泉1丁目440番外2筆、山林86,061㎡(2,556,000円)③石狩郡新篠津村1064番38、原野330㎡(149,000円)④苫小牧市樽前394番地38、山林1,652㎡(450,000円)⑤伊達市北有珠148番155外17筆、原野5,450㎡(872,000円)。同日付け北海道新聞朝刊。

いうまでもなく、これは国税未納者のために、所有者が他の個人や企業に売って換金することもなく差し押えられるのにまかせたものである。小規模な山林や原野が個人にとって実際はいかに無価値であるかを示す一つの実例である。

10) 森林が私有であっても保存される例もある。阿寒国立公園の阿寒湖周辺一帯の森林は「興業意見書」の作成で歴史に名をとどめる前田正名が農商務省大書記官退

官後の1899年、釧路で製紙経営のため、おそらく北海道国有未開地処分法(1897年施行)によって無償貸し付けを受けたものである。しかし前田正名は「森林は個人のものではない」として保存を意図し、その子の前田正次がこの意志をうけついで。正次死亡後、その夫人の光子と親族2人は1983年「前田一步園財団」を設立し、残された森林3,933haのうち3,800haを同財団に寄付、のこる133haを道に売って、それを基金に財団を運営し森林を保存することにした。阿寒国立公園の指定は1934年であり、それ以前に前田正名以外の人物に森林が渡っていたら、おそらく分割所有されて阿寒湖畔の森林は荒廃していただろう。

## 2. 環境を保全できる林業

Iであげたように『西暦2000年の地球』は、地球的規模で森林が減るのは熱帯地域の森林が減るのが主要原因だとし、その直接的理由は熱帯地域における①農地の拡大②薪炭材の必要、③先進国が計画的に林業を行わないため熱帯地域から木材を輸入するからだ、とのべていた。しかし①と②の理由の根底にも日本と同じく土地所有の問題があると考えられる。

石弘之は発展途上国の環境破壊の基本的要因として、人口の増加、外資の不足、一部階層への土地集中をあげている。発展途上国の外貨不足は輸出用の農林業生産物を増産する必要をおこす、これは中小農民から土地を取り上げて大土地所有を促進する、農地を取り上げられた農民は熱帯林に入って焼畑を行わざるをえない。大規模農場で生産された農産物は輸出され、人人の口に入ることはない。アジアは世界で最も肥沃な農地に恵まれ、机上の計算をすると、食料は人人に十分にいきわたるはずなのである<sup>1)</sup>。

森林を伐採して農地を拡大する必要はこのようにしてとめどもなく生じてくる。その結果は森林を減らし、薪炭材が再生的に供給されなくなる、そのためさらに残った樹木を伐採しつくし薪炭の再生源を断ち切ってしまう。であるから薪炭材の必要も根本的には発展途上国の土地集中から生じている。そして、多くの議論ではまるで所与の事のように考えられている人口の増加にしても基本的には、低い生産力をもたらす貧困によるのである<sup>2)</sup>。

このような世界的状況において、先進国、とくに最大の木材輸入国である日本が森林の所有・経営構造を改善すれば木材を自給できるだろうか。そして熱帯地域から木材を輸入しないようになって世界の環境保全に寄与するようになるだろうか。

日本の木材需給量をみてみよう。

1955年の木材供給量は65,202千㎡であり、うち国内生

産量は96%、輸入量は4%で自給状態にあった。これが1979年には供給量110,723千㎡、うち国内生産量は30%、輸入量は70%になった。

この国内生産量低下は日本私有林の生産量低下からきている。1960年の木材素材生産量は総数48,515千㎡のうち国有林11,077千㎡、公有林3,140千㎡、私有林34,298千㎡だった。これに対し1979年は総数33,270千㎡のうち国有林11,413千㎡、公有林2,094千㎡、私有林19,763千㎡で、私有林生産量が半減したのが国内生産量減少の原因であることが明らかである。私有林の生産量が半減したのは私有林材の生産価格が高くて輸入材に対抗できないからであった<sup>3</sup>。

そして林業生産の停止された森林は売却されて林業地以外のものになり、国内生産量をますます低下させたのである。

そうであれば、日本森林の60%を占める私有林部分での林業生産再興が木材自給率をあげ、同時に日本と世界の環境を保全する道であることが明らかである。

『西暦2000年の地球』は、森林の経営・保全について研究したG・ハーデンの説をのせている。「森林のような生物的資源を保存するには、社会主義または私企業が唯一の実行可能な方式であるが、両方とも限界をもっている。社会主義のアプローチは『だれが監視者自身(政府—引用者)を監視するのか』という問題がある。私企業のアプローチは、時間を扱う点で重大な弱点がある。私企業の時間を扱う点での弱点とは次のようなものである。「私企業では、現在の価値(Value)を最大限にする経営戦略がとられ、そのためには将来の利益(Profit)は割り引いて考えられる。(中略—引用者)全流域に対する森林の利益はしばしば計算に入れられない。なぜならそれらは外部利益であり、その森林所有者の私的利益をもたらさないからである」<sup>4</sup>。

広面積の私有林はドイツ連邦共和国でのように国有林と同じ効率で林業生産を行うこともありうる。しかし、輸入材が国産材よりも安価な場合は採算がとれず、輸入制限などの国家的保護処置がとられないかぎり一般に成立することはできない。保有山林100-500haという日本では少数の広面積所有者の場合でも1979年の年間林業所得は496万2千円だった。このような場合、その私有林が広面積であっても林業生産が停止され、細分割されて売却される可能性を常にもっている。

したがって森林は一時的な採算を度外視でき、環境保全を重視しながら長期的経営のできる公共的機関、具体的には政府なり自治体なりによって経営・保全される必要があるのである<sup>5</sup>。

このような森林の所有と経営のあり方は『西暦2000年の地球』において「社会主義のアプローチ」とよばれたものである。森林のどの部分を国有とし公有とし、あるいは農民有とするかは、いまの議論では問題とならない。それよりも『西暦2000年の地球』で心配されていた「だれが監視者(政府)を監視するか」ということが大きな問題であろう。

『西暦2000年の地球』に現れる欧米の研究者たちが心配するのは、社会主義のアプローチでは、現存の社会主義国のように個人または政党の独裁制がひかれており、そのことによって恣意的な森林経営が行われて計画的林業と環境の保全が行われないのではないかと、ということなのだろう。

たしかに歴史の現段階における多くの国家は森林の経営について人人から疑いの目でみられているようである。Ⅲでのべたように、日本の国有林は戦後開拓の際、外部圧力によってであれ、まっ先に開拓地に転用されたし、現在でも独立採算制の林野庁はその赤字をおぎなう一手段として所有地を売却しつつある<sup>6</sup>。また日本国有林の森林施業方法は環境保全を重視しないものとして批判されている。環境を保全するためには経営主体を同時に変えていかなければならない。

森林の経営主体は現在の日本の林野庁のように独立採算制であってはならず、一般会計によって支出をまかない、林業収入は収入のごく一部として期待すべきものである<sup>7</sup>。林野庁の赤字の一原因が過剰人員にあるのは、その独立採算制とともに官公庁相互で人員交流のできないような硬化した官僚制のもとにあるからである。変えなければならないのは、このような組織の方であり、森林を劣化した組織に合わせて経営してはならない。環境を保全するためには、その経営組織を生み出す経済社会体制が発達していかなければならない。発達した経済社会体制は、その国民を発展させるし、また発展した国民は発達した経済社会体制を生み出す。

森林保全の場面において、このような状態にいたるためには現在イギリスで行われているナショナル・トラスト(国民信託)や、岩尾別の土地を保全するため斜里町が実施しようとしている公益信託の経験が、発展した形態で生かさなければならぬ。ナショナル・トラストや公益信託は、国民の寄金によって購入したり贈与された森林などの財産を独立に管理し、譲渡、分配、抵当化から守るのである。

もとよりこれは自然破壊が続く状況下で生まれた保護処置であり、全国土の森林を保全できる方法ではない。国土のうちいずれかの森林を開発することは、それが真の公共目的を有するのであれば必要である。その場合、

開発した森林と同面積かそれ以上の森林を別のところに作らなければならない<sup>8)</sup>。しかし森林が国民共有の財産であり後代に永久に伝えるべきものとのナショナル・トラストの精神は、国民の寄付、植樹、清掃運動などを通じて発展させられていくべきものである。そのような精神なしには未来においても森林は十全に保全できないであろうからである。

以上のようにして森林の公共的管理が森林保全の基礎的条件であるならば、そのためには何がなされねばならないか。

現在できることは私有林の取用、つまり公共的目的のために国または自治体がいとるしか根本的解決方法はないだろう。すでに日本のいたるところで多くの市民が私有林の公有化を要請し、ごく一部分においては実施されつつある。西ヨーロッパの都市近郊林の多くは、都市経営体がかつては領主、現在は個人から買ひもつめたものである。しかし現在の日本の場合、森林所有者の多くは森林を、近年急上昇した宅地価格に近い価格で売ることを求めるため、林地価格での取用を原則とする自治体は購入できないでいる。現在、都市緑化や国土保全、私有林育林のため投じられている巨額の費用をもって私有林を購入し続けていけば、国・公有林はふえ続け緑化・国土保全および私有林育林費用は毎年減り続けていくはずなのである。

この一方で、取用を拒否する私有林所有者に対しては法によって育林を義務づけなければならない<sup>9)</sup>。

これらのことを実行できなければ日本の環境は保全できない。この問題においてはとくに少数者の利益よりも多数者の利益が優先する。このことを放置するか、不可能視する国家および、それを生み出し支えている経済的、法的構造は国民の福祉に不適合であると考えなければならない。

日本の森林の多くの部分を国家、自治体が経営主体となって環境保全に留意しつつ計画的林業を行えば木材自給量はいちじるしく増えるだろう。

しかし木材資源のすべてを自給できるだろうか。1955年から1979年にかけて日本の人口は1.3倍になったのに対し、木材需要量は1.6倍になった。1979年の需要量110,723千㎡に対し、1955—1979年で自給量が最大であった年は1960年の63,762千㎡であり、単純に比較すると46,961千㎡不足する。合理的林業が行われるならば生産量は1960年を大きく上回るだろう。しかし現在のまま木材資源を使用し続けているなら、今後とも自給によっては足りないだろう。

しかし、このような木材資源の大量使用を変更できな

いものとして考えるべきではない。1955—1979年の需要量を部門別にみると、1955年を1として1979年の薪炭材は0.04倍に激減したのに対して、製材品は1.9倍、パルプは3.8倍、合板は6.0倍になっている。この消費量そのものに問題がある。

製材品、合板については、個人がその一生の間に一軒ずつの家を建てたりこわしたりする日本の木造住宅の短命さに問題がある。また一年か二年で捨てられる安物の家具類がきわめて多く生産されている。多くの人人が公共的空間と設備にめぐまれた永久的住宅に数世代かそれ以上にわたって住む状況になり、家具類も長期間使えるものを所有するようになれば、製材品、合板の消費量は、はるかに減る。

またパルプの需要量は、一度使っただけで捨てられ燃やされる紙容器類と印刷物の増加にともなうてふえている。回収のための人件費をなくすため開発された紙容器は、資源保護の見地から回収して何度でも使用でき、使用後は再び原料となるガラス、金属等の容器にかえるべきである。印刷物も社会的には無用あるいは有害なものがかなりの部分を占め、紙容器と同じように一度で捨てられ燃やされているのではないだろうか。

こうして木材資源を節約すれば、日本の木材需要量は、はるかにへる。そのことによって木材は自給で足りようになるだろう。外国材の輸入が自給をおびやかすのであれば木材にこそ輸入制限が行われるべきである。しかも予測される日本人口は2080年で1億1800万人であり人口増による木材需要増は起らないのである。

木材自給によって日本の林業は再興し、森林の近くの農民が農閑期には植樹や伐採をして働き、一年中農村にいて生活できる、かつての農山村のくらしがもどるだろう。荒廃した山はなく、どの山にも木木が老木となるまで植えられることにより日本の国土と環境は保全されるだろう。

日本が木材の輸入をやめれば、熱帯林滅亡の大きな源がなくなることになる。このことは世界の環境保全に大きく寄与する。日本は、この方法によってしか、自分の国と世界の環境破壊をくいとめることはできない。しかし、それには生産全般が林業と同じように計画化することが必要なのである。現代のすべての問題は、この問題に帰着する。この根本的問題を避けようとした、あらゆる試みは挫折した。

以上、世界最大の木材輸入国である日本を中心にのべた。もちろん、以上の問題解決方法は世界の各国に共通する。

現在、熱帯林を失ないつつある発展途上国でも計画的

林業が行われ過大輸出がやめば森林を保全できるだろう。森林を保全できるような生産体制になれば生産力は上昇して貧困は減り、それは人口の増加を減らすだろう。

マルクスは資本主義的生産を農業に適用すると次のようなことが起こるとのべている。「それ(資本主義的生産)は人間と土地とのあいだの新陳代謝をかく乱する。つまり人間が食料と衣料のかたちで消費する土の成分(土地が豊かであるための永久的自然条件)が大地に帰ることをさまたげる。しかし資本主義的生産はまた同時に、その新陳代謝の単に自然発生的に成立した状態を破壊することによって、この代謝を社会的生産の規範的法則として、完全に人間の発展に合致した形態において計画的に作り出すことを強いる」<sup>10)</sup>。このことは林業にも完全に適合する。地球上から滅失しつつある森林は、すでに人類の手で保存され、計画的に再生産される段階に達している<sup>11)</sup>。もし人人が、この歴史からの強制を放置し、環境を保全できる計画的林業に着手しなければ、われわれは滅亡に向うほかないのである<sup>12)</sup>。

注 1) 石 弘之「生態系の崩壊が始まった一悪化をたどる開発途上国の環境」『世界』1984年2月号、67-70ページ。

2) 専門家によると、開発途上国の人口増加は第2次大戦中に先進国で開発された医療・保健の技術が導入されて死亡率が急速に低下したことによる。しかし途上国で以前から高かった出生率そのものが低い生活水準の結果なのである。西ヨーロッパ諸国の出生率は第2次大戦前すでに低下していた。

3) 「国産材価格は外国材の供給価格によって決定される。その外国材は広大な未利用の森林から、略奪伐採的に高度に機械化された方法で収穫されたものである」。ハーゼ『林業と環境』102ページ。

4) 『西暦2000年の地球』2、250-251ページ。

5) 「今日では国家の森林所有の合目的性には異論がない。(中略—引用者)つまり林業の特徴とされる生産の長期性、大規模経営の経済的有利性、長期間にわたる計画的施業、資本集約度、労働集約度、低収益性、森林の経済的、国土保全的、国民保健的機能の総合的発揮などは、森林が公共の所有物であるという前提を必要としている。したがって森林所有者はとくに国家、市町村、教会のような永続的機関に適している」。ハーゼ『林業と環境』221ページ。

さらに、このことは農林業のすべてに当てはまる。「全く保守的な農業化学者、たとえばジョンストンのような人でさえ、真に合理的な農業が、どこでも私的所有で、克服しがたい限界につきあたることをみとめている。(中略—引用者)その適切な一例は森林であって、それは私的所有ではなくて、国家管理(Staatsverwaltung)の下におかれているばあいのみ、時にいくらか全体利益に合致して経営されるのである」。マルクス『資

本論』第3巻第6篇第37章の注、ドイツ版631ページ。

6) 最近の北海道内の例では、札幌営林局が支笏洞爺国立公園にある支笏湖畔美富地区の苗畑跡地11haを日本楽器製造会社、日本航空、千歳市、大滝村に売るなり貸すなりしてレジャー基地を作ろうとする計画がもち上り、道内の市民団体や自然保護団体が反対している。『北海道自然保護協会会報』1984年9月号。

7) 「国有林経営上の投資は州の一般会計で支弁してしかるべきで、国有林の過伐によって支弁してはならない」。ハーゼ『林業と環境』223ページ。

8) このように開発と環境保全を調和させるためには森林ばかりか国土の大部分が計画的に使用のできる管理・所有形態になっていなければならない。

9) ドイツ連邦共和国のバーデンビュルテンベルク州森林法は、無立木または不完全な立木状態の林地を林業の原則によって3年以内に再造林することを森林所有者に義務づけている。ラインラントパルツ州森林法は森林所有者に皆伐跡地をただちに造林し、造林地と更新地を手入れ、保護、保有し、林業的に開発することを義務づけている。森林所有者がそれを拒否しようとしたり、拒否する可能性があるときには林木伐採を全くやめなければならない。ハーゼ『林業と環境』192-3ページ。

10) 『資本論』第1巻第4篇第13章第10節、ドイツ版528ページ。

11) 有効な生産の行われていない私有林は、農地に比べて共有化しやすい条件にある。森林を共有化する試みは将来、農地の共同所有の試みの教訓となるだろう。農地の共同所有が実現すれば岩尾別や盤溪でみたような、一家が農地を所有して耕作することにともなうあらゆる悲劇を一掃する。さらにまた、農地の共同所有は、宅地など非農林業地の共同所有に道を開くだろう。

労働者や生産組織が土地を所有することから解放されれば、それは国民の生活の安定と向上をもたらし、生産力は上昇する。

12) この研究を進めるにあたっては札幌市盤溪と斜里町岩尾別の居住者、旧居住者の皆さんのほか北海道庁の各部局、札幌市役所の各部局、斜里町役場、札幌法務局、北海道神宮、札幌と斜里の営林署、札幌財務局、札幌市森林組合、九州の香焼町役場など多くの組織の方々の協力をいただいた。私の多くの知人たちからは貴重な教示をうけ研究内容を改善することができた。札幌の土佐崇雄氏は斜里町まで同行、土地登記簿の筆写を手伝ってくれた。この意味でも、この研究は、ひとつの共同体的精神の産物なのである。

トヨタ財団助成番号83-1-I-070

助成タイトル「森林の私有化による自然破壊の実証的研究—北海道の実例—」